

外国為替検査ガイドライン

令和3年7月

財務省国際局

外国為替検査ガイドライン

目 次

第1章 外国為替検査ガイドラインの概要について

1. 外国為替検査ガイドライン策定の背景と目的	1
2. 外国為替検査ガイドラインの対象者	2
3. 外国為替検査実施にあたっての基本的考え方	2
4. 関係当局間の連携	4

第2章 外国為替検査の検査項目について

1. 外為法令等遵守のための内部管理態勢に関する項目	5
1-1 外為法令等遵守態勢に係る経営陣の関与	5
1-2 法令等遵守すべき事項に関する規定の整備	5
1-3 法令等遵守態勢に係る牽制機能の構築	6
1-4 内部監査態勢における外為法令等遵守の位置付け	7
1-5 リスク管理態勢における外為法令等遵守の位置付け	8
2. 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守に関する項目	9
2-1 資産凍結等経済制裁に対応するための内部管理態勢	9
2-2 法令等遵守態勢における外為法令遵守の位置付け	10
2-3 資産凍結等経済制裁への対応	10
2-4 資産凍結等経済制裁対象預金口座の管理等	16
2-5 資産凍結等経済制裁対象の支払等の管理	17
2-6 預金以外の資本取引又は役務取引の管理	17
2-7 銀行等の確認義務の履行	17
2-8 邦銀等の海外支店における資産凍結等経済制裁への対応	29
2-9 資産凍結等経済制裁への対応状況の把握等	30
3. 両替業務における取引時確認等に係る犯収法令の遵守及び本人確認義務等に係る外為法令の遵守（除く両替業務）に関する項目	31
3-1 取引時確認等及び本人確認義務等を履行するための内部管理態勢	31
3-2 両替業務における取引時確認等の履行	32
3-3 本人確認義務等の履行（除く両替業務）	40
3-4 その他	41
4. 特別国際金融取引勘定の経理等に係る外為法令の遵守に関する項目	42
4-1 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令を遵守するための 内部管理態勢	42

4-2 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守	43
5. 両替業務における疑わしい取引の届出義務等に係る犯収法令の遵守に関する項目	46
5-1 疑わしい取引の届出義務を履行するための内部管理態勢	46
5-2 疑わしい取引の届出義務の履行	48
6. 外国為替取引における通知義務に係る犯収法令の遵守に関する項目	51
6-1 外国為替取引に係る通知義務を履行するための内部管理態勢	51
6-2 外国為替取引に係る通知義務の履行	52

第3章 参考資料

1. 特定国関連取引（仕向送金・被仕向送金）の概念図	55
2. 犯罪収益移転防止法に関する留意事項について	56

外国為替検査ガイドライン

第1章 外国為替検査ガイドラインの概要について

1. 外国為替検査ガイドライン策定の背景と目的

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）は、対外取引が自由に行われることを基本としている。ただし、「自由」の例外、すなわち対外取引に対する必要最小限の管理又は調整を行う場合として、「国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき」、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき」又は「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして対応措置を講ずべき旨の閣議決定が行われたとき」には、主務大臣（財務大臣及び経済産業大臣）は、所要の経済制裁措置を発動することができることとなっている。なお、現時点で発動されている同措置は、イラク前政権の機関等及びイラク前政権の高官又はその関係者等、タリバーン関係者等やテロリスト等、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者等やイランの核活動等に関与する者などに対する資産凍結措置等がある。

平成13年9月の米国における同時多発テロ事件の発生以降、テロ資金対策の強化は国際的な重要課題の一つとなっており、外国為替検査（以下「外為検査」という。）は、国際的な協力の下で行われるこれらの資産凍結等の措置の実効性を担保する観点から、外為法第68条第1項の規定及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第16条第1項の規定に基づき、金融機関等に課された外為法令及び犯収法令（以下「外為法令等」という。）に係る諸義務の遵守状況を確認するために実施している。また、平成15年1月には、外為検査の検査事項及び検査方法等に関する細目として、外国為替検査マニュアル（以下「検査マニュアル」という。）を整備・公表し、外為検査における評価基準の明確化、金融機関等における関係法令等遵守のための内部管理態勢の整備・促進等を図ってきたところである。

他方、国際社会がテロ等の脅威に直面する中、時々に変化する国際情勢を踏まえたリスクの変化等に機動的かつ実効的に対応する必要性が高まっており、国際的にも、金融活動作業部会（Financial Action Task Force。以下「FATF」という。）が平成24年に公表した「40の勧告」において、リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」、以下「RBA」という。）の導入が求められている。また、金融機関等に対して、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）のリスクを特定、評価及び低減するための効果的な行動をとることを求めるべきとしている。

外為検査を企画・立案・実施する財務省は、これまで関係法令の改正や新たな資産凍結等経済制裁措置の実施等に併せて、検査マニュアルを随時改正してきたが、こうした

国際的な要請も踏まえつつ、金融機関等における外為法令等の遵守態勢整備、特に外為法第17条に規定する確認義務の履行において、ルールとチェックリストを中心とした枠組みから、RBAを明示的に取り入れたより効果的な枠組みへの移行が不可欠との認識の下、FATFの勧告6及び勧告7が金融機関等へ向けた資産凍結措置に関するガイダンスの提供を求めていることを念頭に置きつつ、検査マニュアルを発展的に改組し、金融機関等が主体的かつ積極的にRBAを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目を詳述した外国為替検査ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を策定することとした。

2. 外国為替検査ガイドラインの対象者

外為検査は、外為法第68条に規定する外為法の適用を受ける取引、行為若しくは支払及び支払の受領（以下「支払等」という。）を行った者を検査対象としている。本ガイドラインでは、オフサイトでのモニタリング実施や関係当局間の連携等財務省の行動についても記載しているが、上記の外為検査対象者に向けての検査指針であり、資産凍結等経済制裁措置の履行を担保する外為法第17条又は第17条の3の義務が課される銀行等及び資金移動業者が含まれるほか、犯収法第2条第2項第38号に掲げる両替業務を行う特定事業者（以下「両替業者」という。）も含むものとする。

本ガイドラインの対象者（以下「検査対象先」という。）は、関係法令や本ガイドライン等の趣旨を踏まえた実質的対応を行うことが求められる。

3. 外国為替検査実施にあたっての基本的考え方

外為検査では、外為法令等の適用を受ける取引又は行為の当事者となる若しくは関与する検査対象先が、外為法令等に基づく義務等を遵守しているか否かを確認する。また、検査対象先が外為法令等に基づく義務等の履行にあたり、リスクに対応した態勢がとられているかについても確認する。

具体的には、以下の検査事項についての検査を行う。

(1) 外為法令等遵守のための内部管理態勢全般

法令等遵守態勢の整備・確立状況、規定の整備状況、チェック態勢の整備状況等

(2) 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況

- ① 外為法第16条1項、21条第1項又は25条第6項の規定に基づく命令の規定による財務大臣の許可取得状況（同法第67条第1項の規定に基づく許可条件の遵守状況を含む。）
- ② 外為法第17条の規定に基づく確認義務の履行状況

(3) 本人確認義務等に関する外為法令の遵守状況

外為法第18条1項から第3項まで、第18条の3、第22条の2及び第22条の3の規定に基づく本人確認義務及び本人確認記録の作成義務等の履行状況

(注)両替業務については、犯収法第4条第1項から第5項までの規定に基づく取引時確認等、同法第6条の規定に基づく確認記録の作成義務等及び同法第7条の規定に基づく取引記録等の作成義務等の履行状況（両替業務に係るものに限る。）についての検査も併せて行うものとする。

(4) 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況

外為法第21条第4項の規定に基づく命令の規定による特別国際金融取引勘定の経理等に関する事項の遵守状況（同法第67条第1項の規定に基づく許可又は承認に付す条件の遵守状況を含む。）

(5) 両替業務に係る疑わしい取引の届出等に関する犯収法令の遵守状況

犯収法第8条の規定に基づく疑わしい取引の届出義務等の履行状況

(6) 外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法令の遵守状況

犯収法第10条の規定に基づく外国為替取引に係る通知義務の履行状況

(7) 外為法第6章の2の規定に基づく報告義務の履行状況

(8) (1)から(7)までに掲げる事項に関連する外為法令等の遵守状況

各検査事項の具体的な検査項目については、第2章の「外国為替検査の検査項目について」に記載のとおりであるが、外為検査にあたり、検査対象先に求められる外為法令等遵守のための態勢整備の内容や水準等は、その業態や業務の実態等によって異なるものとなるため、検査対象先は、本ガイドラインの具体的な検査項目を参照の上、自らのリスクを勘案した態勢の整備を行うことが求められることに留意する。

また、検査対象先が外為法令等を遵守するための最低基準を検査時点において充足していても、それが将来にわたっても満たされることを保証するものではない。それゆえ、財務省は、情勢の変化等に機動的かつ実効的に対応するために、足元では本ガイドラインに準拠した態勢整備がされている検査対象先を含め、RBAの考え方に沿って、外為法令等を遵守するための内部管理態勢に関する定期的かつプロアクティブなオフサイトでのモニタリングを実施し、予防的に問題点を把握するとともに、外為検査等の実施を通じて入手した情報を踏まえて改善対応を求めていく必要がある。これにより、これまで内部監査ヒアリング等を通じて把握していた個別の外為検査時点での検査対象先の

問題点等情報や特性が外為検査と外為検査とのインターバル期間に関わらず、継続的に把握することが可能となり、財務省としても、RBAに根差した外為検査手法の充実も図られることになる。

上記を踏まえ、外為検査等において把握した不備事項については、検査対象先の当該不備事項に関する責任者又は担当部署は発生した原因等を検証するため、外為検査の検査官との間での双方向の議論を通じてその問題点を認識する必要がある。また、認識した問題点に基づく再発防止策を策定することにより、もって検査対象先には、外為法令等遵守態勢の自主的な改善が求められる。

なお、外為法令等の規定に違反する事態が生じた時には、財務省が当該法令に照らして、本ガイドラインで求める内部管理態勢等にどの程度準拠した態勢整備を行っているかも含め、当該検査対象先の法令遵守が適切に行われるための是正措置等行政上の対応を行うことにも留意する。

4. 関係当局間の連携

時々変化する国際情勢を踏まえたリスクの変化等に機動的かつ実効的に対応するためには、財務省は、検査対象先との間での個別かつ具体的な双方向の議論のみならず、関係当局との連携を進めていく必要がある。とりわけ、金融機関等を監督する立場の金融庁との連携を深めることは、顧客管理、リスク評価及び取引モニタリング・フィルタリング等様々な分野において、国際的な議論及び先進的な取組み等についての情報共有のほか、モニタリングやアウトリーチ等のあり方についての意見交換等を通じて、オフサイト・モニタリング及び外為検査の実効性並びに効率性の向上が図られることが期待できる。また、必要に応じ、外国当局と情報交換を行うことも有効である。

第2章 外国為替検査の検査項目について

1. 外為法令等遵守のための内部管理態勢に関する項目

1-1 外為法令等遵守態勢に係る経営陣の関与

外国為替業務を行う金融機関等のリスク管理は、業務執行レベルでのリスク管理機能に留まらず、組織全体のリスクを適時、適切に認識して長期的な視点で当該リスクに対応する包括的なリスク管理態勢、すなわち取締役会を中心とするリスクガバナンスの枠組みによる対応が国際的に求められている。

この観点から、資産凍結等経済制裁措置をはじめとする外為法令等遵守への対応を経営戦略等における重要な課題の一つと位置づけ、外為法令等を遵守するための内部管理態勢は、取締役会において策定された法令等遵守の基本方針及び遵守基準の枠組みの中で構築する必要がある。

また、外為法令等を遵守する事務執行態勢を整備するにあたっては、取締役会又は準ずる意思決定機関（以下「取締役会等」という。）が定めたリスク管理の方針の枠組みの中で、責任を担う取締役を任命し、関係する取締役・部門間での連携の枠組みを構築するとともに、最高経営責任者をはじめとする経営陣が率先的に職員への外為法令等に係る研修の実施を促進するなど、外為法令等が確実に遵守されるよう留意する必要がある。

加えて、業務執行部門、リスク管理部門などから独立した立場にある内部監査部門が、リスク管理機能及び内部管理態勢を定期的に検証し、業務執行の適切性及び有効性についての検証並びに評価結果等を取締役会等に提供することを確保すべく、経営陣は、態勢整備を推進するとともに、質の高い内部監査が実施されるよう、専門性に配慮した人員配置や人材育成及び予算等資源配分に留意する必要がある。

1-2 法令等遵守すべき事項に関する規定の整備

(1) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（遵守すべき法令の解説、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したもの）であるコンプライアンス・マニュアルにおいて、以下の法令の規定を、遵守すべき法令等として、位置付けている必要がある。

① 資産凍結等経済制裁に関する規定

(i) 財務大臣の許可に関する外為法第16条第1項、第21条第1項又は第25条第6項の規定に基づく命令の規定

(ii) 確認義務に関する外為法第17条の規定

② 本人確認義務等及び取引時確認等に関する規定

- (i) 本人確認義務及び本人確認記録の作成義務等に関する外為法第18条第1項から第3項まで、第18条の3、第22条の2及び第22条の3の規定
- (ii) 取引時確認等に関する犯収法第4条第1項から第5項まで、第6条及び第7条の規定（両替業務に係るものに限る。）

③ 特別国際金融取引勘定の経理等に関する規定

特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法第21条第4項の規定に基づく命令の規定

④ 疑わしい取引の届出等に関する規定

疑わしい取引の届出等に関する犯収法第8条の規定

⑤ 外国為替取引に係る通知義務に関する規定

外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法第10条の規定

- (2) コンプライアンス・マニュアルでは、上記(1)の①から⑤までの規定以外に、外為法第6章の2に規定する報告義務に関する規定その他の関連規定についても、遵守すべき法令等として位置付けている必要がある。

1-3 法令等遵守態勢に係る牽制機能の構築

(1) コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（規定の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画など）であるコンプライアンス・プログラムには、一般的に、リスクの状況変化も踏まえながら、金融機関等が自らの業務が直面するリスクを適時・適正に特定・評価し、その評価結果に基づき策定・見直しを行うRBAの仕組みが盛り込まれている。このため、当該策定・見直しの過程の中で、外為法令等の遵守に係る事項についても検討を行い、リスク評価結果を勘案した上で、必要に応じてコンプライアンス・プログラムに取り上げる必要がある。

(2) コンプライアンス環境

- ① 業務執行部門から独立した立場のコンプライアンス統括部門又はリスク管理部門等が、リスク及びその低減措置の有効性等業務執行部門の自律的なリスク管理についてのモニタリング及び支援を行う管理態勢の中で、外為法令等の遵守を含むコンプライアンス等の法務問題が取り扱われる必要がある。

- ② 外為法令等に係る情報を収集・管理するために、コンプライアンス統括部門と各業務部門及び営業店等との間で連絡、報告、協議等を行う態勢を整備する必要がある。
- ③ コンプライアンス又は事務に関する研修においては、外為法令等の遵守に関する内容を取り上げる必要がある。また、コンプライアンス統括部門は、業務執行部門の外為法令等遵守のための知識向上等に資する支援を行う必要がある。
- ④ 外為法令等の違反事例があった場合、
 - (i) 速やかに財務省等関係当局への報告等を行い、適切に処理する態勢を整備する必要があるとともに、
 - (ii) 資産凍結等経済制裁に関する違反等重大な問題である場合には、各業務部門及び営業店等から事務統括部門、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門等への速やかな報告に加え、取締役会等に報告する態勢を整備する必要がある。
 - (iii) 加えて、違反事例発生の原因を分析し、再発防止の措置を講じるとともに、
 - (iv) 外為法令等の規定に違反する事例につき、事実関係の調査、関係者の責任追及(制裁又は懲罰を含む)、監督責任の明確化を図る態勢を整備する必要がある。

1-4 内部監査態勢における外為法令等遵守の位置付け

(1) 内部監査の態勢

- ① 内部監査部門は、業務執行部門から独立した立場でリスク管理機能及び内部管理態勢を定期的に検証するにあたり、一般的には、RBAに基づき、監査計画を立案する仕組み、すなわち監査の実施対象、頻度及び手法等を決定しているところであるが、リスク評価結果を勘案して、内部監査の実施要領等においては、外為法令等の遵守に関する事項を監査項目として設定すると共に、個別の監査計画の策定にあたっては、具体的な監査実施項目を選定する必要がある。
- ② 外国為替取引に関する内部監査を適切に実施するために外国為替業務に精通した専門性等を有する人材を内部監査部門に配置する必要がある。
- ③ 内部監査に対する内部評価又は外部評価の実施、内部監査に従事する職員に対する専門性向上のための研修の実施等内部監査の品質を維持・向上する取り組みを行う必要がある。

(2) 内部監査の機能と役割

- ① 内部監査部門が被監査部門に対する監査実施結果のフォローアップ又はモニタリング及び改善に向けた助言を行うとともに、必要に応じて特定分野を監査対象とするテーマ監査等を実施することにより、資産凍結等経済制裁措置をはじめとする外為法令等遵守への全社的な対応策の有効性を定期的に検証する必要がある。
- ② 内部監査部門は、外為法令等の遵守に関する事項を含む内部監査の実施結果及び不備事項に関する改善に向けた助言を定期的に取り締役会等に報告する必要がある。

1-5 リスク管理態勢における外為法令等遵守の位置付け

(1) リスク管理部署の機能と役割

- ① 顧客と接する業務部門及び営業店（以下「営業部店」という。）のリスク管理態勢において、外為法令等の遵守に係るリスク管理の有効性を検証するリスク管理部門、コンプライアンス統括部門又は事務統括部門（以下「リスク管理部署」という。）を、営業部店から独立して設置する必要がある。
- ② リスク管理部署は、外為法令等の遵守に係るリスク管理の検証結果等により、必要に応じて営業部店のリスク管理態勢の設計及びその維持並びに改善を行う等、その機能を十分に発揮できる態勢を整備する必要がある。
- ③ リスク管理部署は、外為法令等の遵守に係るリスク管理に関する営業部店からの問い合わせ等に迅速かつ正確に対応できる態勢を整備する必要がある。

(2) 営業部店の機能と役割

- ① 営業部店は、日々の業務における外為法令等の遵守に係るリスクを特定し、リスク度合いに応じてリスク軽減措置を的確に実施する必要がある。
- ② 営業部店は、業務における外為法令等の遵守に係るリスク管理に関する方針及び事務処理等について正しく理解し、日々の業務の中で自らが受け持つリスク管理対策における役割を適切に実施できるよう、研修等を通じて業務に関連する知識の向上に努める必要がある。

2. 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守に関する項目

2-1 資産凍結等経済制裁に対応するための内部管理態勢

(1) 資産凍結等責任者の任命・役割

資産凍結等経済制裁への対応に責任を有する担当取締役又は管理者を資産凍結等責任者と定め、当該責任者がコンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門、営業店等の関係部店（取引時確認を担当する部店を含む。）間を調整し、RBAに基づく確認義務（外為法第17条）の履行を含め、資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定を確実に遵守する態勢を整備する必要がある。

（注）資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守を特定して責任者が定められていない場合にあっても、以下の点に留意し、資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定を確実に遵守するための対応が必要となる。

- ① 職制上、いずれかの担当取締役又は管理者が資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守に責任を有することを明らかにすること。
- ② 当該担当取締役又は管理者が、現実に関係部店間を調整し、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守する態勢を整備するための措置をとること。

(2) マネー・ローンダリング等リスクへの対応との連携

犯収法では、金融機関、資金移動業者を含む特定事業者に対して、自らが行う送金・預金等の業務におけるリスクについて、特定事業者作成書面等の作成などRBAを念頭においた対応を求めている。資産凍結等経済制裁に関連したリスクはマネー・ローンダリング等のリスクと関連が深いことから、両リスクの評価・分析・管理を有機的に連携させることが望ましい。例えば、外国送金において、これまでの顧客の取引等に照らし合わせて、送金金額や送金頻度が送金目的に見合わず不自然な場合、資産凍結等経済制裁に抵触するか否かの確認は、マネー・ローンダリング等の視点で確認した情報も考慮して行うことが重要である。

なお、顧客から依頼を受けた外国送金について、犯収法で求める疑わしい取引の届出を関係当局に提出する場合であっても、資産凍結等経済制裁に抵触しないことを確認できない限りは、当該送金を実行できないことに留意する必要がある。

2-2 法令等遵守態勢における外為法令遵守の位置付け

- (1) 本ガイドライン第2章の「1-2 法令等遵守すべき事項に関する規定の整備」(1)に掲げられた法令等を遵守する態勢を構築する必要がある。

具体的には、①コンプライアンス・マニュアルにおける資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定についての解説には、外為法第17条の規定に基づく確認義務に関する事項だけでなく、自己が取引又は行為の当事者となった場合の同法第16条第1項、第21条第1項又は第25条第6項の規定に基づく命令の規定による財務大臣の許可を取得する義務に関する事項も含めるとともに、②資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定についての解説は、資産凍結等経済制裁の内容の変更等にあわせて改訂を行う必要がある。

(注) 資産凍結等経済制裁の対象となる国(地域)、個人又は団体の名称等、詳細な内容については、コンプライアンス・マニュアルに直接記載されていない場合であっても、参照すべき他の組織内規定等を明確に示す必要があることに留意する。

- (2) リスク管理態勢の枠組みの中で、外為法令(資産凍結等経済制裁関係)の遵守に係るリスク管理を行う必要がある。

具体的には、全社的なリスク管理態勢において、外為法令遵守についてのリスクがリスクの一つとして位置づけられており、また、資産凍結等経済制裁措置を適切に履行するため、①資産凍結等経済制裁の内容の変更等に係る情報の入手、資産凍結等経済制裁対象者に係る情報(資産凍結等経済制裁対象者の氏名等が記載されたリスト等(以下「制裁対象者リスト」という。))の更新及び関係部店への周知、②資産凍結等経済制裁対象者との預金取引等か否かを確認するための照合についての手段及び基準、③資産凍結等経済制裁の対象となる支払等に該当するか否かを確認するための照合についての手段及び基準、④資産凍結等経済制裁の対象となる取引又は行為に該当するか否か明らかではない場合の判断基準及び判断後の対応等、自らの業務における外為法令の遵守に係るリスク管理を内部規定に沿って、的確に行う必要がある。

2-3 資産凍結等経済制裁への対応

- (1) 内部における情報の周知

① 告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、当該規制に係る外為法の規定の遵守に必要な範囲で直ちに管理者、担当部店にその内容を周知する必要がある。

- ② 上記①のように規制の対象が拡大、変更された場合に、電子計算機による情報処理の用に供するために電磁的な方法により作成された資産凍結等経済制裁対象者の氏名、住所等の情報を有する「制裁対象者リスト」を更新して、預金取引等及び送金業務を取り扱う営業部店が資産凍結等経済制裁対象者との取引か否かを確認するため、活用できるよう直ちに整備し、当該規制に係る外為法の規定の遵守に必要な範囲で、直ちに周知する必要がある。

(注)「制裁対象者リスト」の更新にあたって、外部のシステム等から送信又は送付される資産凍結等経済制裁対象者に係る情報を活用する場合には、更新後の「制裁対象者リスト」に拡大、変更された規制の対象が正しく反映されていることを確認し、確認した旨を記録する必要がある。ただし、当該外部との契約及びリスクに応じた頻度での検証等によりリストの正確性が確保され、当該検証等の内容及び結果が記録されている場合には、この限りではない。

「制裁対象者リスト」は、資産凍結等経済制裁対象者の氏名（別称を含む）、住所等告示の内容が正確に記録されており、かつ電磁的な方法により検索できるものに限られる。ただし、資産凍結等責任者が資産凍結等経済制裁対象者か否かを判断するにあたって、「制裁対象者リスト」により、氏名のみならず、住所等の属性情報も勘案して判定する態勢となっていれば、営業部店が第一次的な確認のために使用する「制裁対象者リスト」には住所等属性情報がなくても差し支えない。

- ③ 告示が発出される前に財務省から配信される電子メール情報により当該告示の内容をあらかじめ把握し、当該規制に係る外為法の規定の遵守に必要な範囲で、組織内部に直ちに周知するとともに資産凍結等対応措置の実施の準備を開始する態勢の構築に努める必要がある。

(2) 預金口座の管理

- ① 預金口座の管理にあたり、預金口座の名義人の居住性及び居住地の情報を基に、非居住者預金口座を居住者預金口座と区分して居住国別に管理するとともに、非居住者預金口座及び居住者である外国人等、本人確認書類により明らかに外国人であると判断できる氏名又は名称（以下「外国人名」という。）の預金口座（以下「非居住者等預金口座」という。）については、本人確認書類を基に仮名名に加えてアルファベット名についても情報システム等に登録する必要がある。

(注) (i) 外国銀行など預金口座名義をアルファベット名しか登録できないなど情報システム等に制約がある場合における預金口座名義の登録についてはこの限りではない。また、情報システム等の制約により、アルファベット名での預金口座名義の登録ができない場合又は本人確認書類に基づくアルファベット名を正確に登録できない場合においては、非居住者等預金口座の名義人情報を全預金口座名義情報から悉皆調査により抽出して、電磁的な方法により検索できるリストを作成し、告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、該当する預金口座がないことを照合することができれば、必ずしも当該情報システム等の見直しを求めるものではない。この場合において、当該リストの非居住者等預金口座の名義人情報の追加等については、適時適切に行う必要があることから、当該リストの管理手順等について事務規定を定める必要がある。

(ii) 外国人名のうちアルファベット名の情報を把握していない預金口座については、資産凍結等経済制裁措置の確実な実施を図る観点から、当該預金口座名義人と接触する機会等をとらえてアルファベット名の入手に努める必要がある。

(iii) 外国人名の名義人のうち提示を受けた本人確認書類にアルファベット名が表記されておらず、当該書類以外の本人確認書類を保有していないなど、アルファベット名の把握が困難である者については、この限りではない。

(iv) 特定国（地域）に関する支払規制が行われている場合には、海外における預金の引出しの状況を把握するためのモニタリングの態勢を構築する必要がある。

なお、モニタリングの結果、特定国（地域）及びその近隣地域での異例な引出しが検知された場合には、当該引出しを行った顧客に対するリスク評価の更新の際に、当該引出しが資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定に抵触しないかについても検討する必要がある。

② 資産凍結等経済制裁対象に該当する預金口座への入金又は払出しが自動的に行われないように、情報システム等を設定する必要がある。

(3) 資産凍結等経済制裁対象預金口座の有無の確認

① 告示により資産凍結等経済制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、該当する預金口座がないことを直ちに確認する必要がある。

② 個人若しくは団体が資産凍結等経済制裁の対象に指定された場合における、該当預金口座の有無を把握するための名義の照合又は特定国（地域）に関する支払規制若しくは資本取引規制が行われた場合における預金口座名義人の住所・所在地の確認を、次の（i）から（iv）までに掲げる点に留意して行う必要がある。

（i）照合又は確認の対象となる預金口座の範囲

イ. 照合又は確認の対象となる預金口座には非居住者等預金口座が含まれていること。

（注） a. 特定国（地域）に関する支払規制には、平成28年2月19日付で講じられた北朝鮮に対する支払原則禁止措置のように、特定国（地域）に住所等を有する者が当該特定国（地域）以外の金融機関に開設した預金口座に宛てた支払を許可の対象とする規制も含まれる。

b. 照合の対象となる預金口座については、非居住者預金口座に限定されていないことに留意する必要がある。これは、現状、資産凍結等経済制裁対象者が非居住者に限られているものの、資産凍結等経済制裁措置の確実な実施を図る観点から、管理している居住者預金口座に資産凍結等経済制裁対象者が紛れていないかを確認するためであり、いわゆる外国人のように居住性を正確に管理することが困難な者の預金口座についても、照合の対象となる預金口座の範囲に含める必要がある。

ロ. 長期間預入れ及び払出しがないいわゆる睡眠口座等（雑益に繰り入れた預金口座残高に係るものを含む。）についても、照合又は確認を行うこと。

(注) 睡眠口座等については、預金口座の管理を行う情報システム等に情報が残されておらず、照合又は確認の対象とすることが困難である場合にあっては、顧客から当該預金口座からの払出し請求がなされた際に、資産凍結等経済制裁対象者か否かの照合及び住所・所在地の確認を行うことを事務規定に明確に定め、当該規定に沿った対応をとることで差し支えない。

ハ. なお、照合又は確認は、預金口座名義人に対してのみ行うだけでなく、預金口座の相続が発生した場合には、相続人についても同様の照合又は確認を行うこと。

(ii) 照合手段等

イ. 預金口座名義又は預金口座名義人の住所・所在地が多数に上る場合には、すべてを目視により照合又は確認することは困難であるため、情報システム等を利用して迅速・合理的に行うこと。

ロ. 情報システム等を利用せずに照合又は確認する場合でも迅速・合理的に行う必要があることに留意し、追加、変更された資産凍結等経済制裁対象者数、照合又は確認対象となる預金口座数及び照合等の事務を行う人数等の要素を勘案した上で、迅速・合理的な照合又は確認手段であるとの認識に基づき行うこと。

(iii) 照合基準等

イ. 情報システム等を利用して照合するにあたり、資産凍結等経済制裁対象者のアルファベット名の情報（別称を含む）を用いて、直ちに、名義照合を幅広く行うこと。告示に資産凍結等経済制裁対象者の仮名名の情報（別称を含む）が含まれる場合又は当局より当該情報が公表された場合には、2-3(2)①(注)(iii)に規定するアルファベット名の把握が困難である外国人の名義照合を含め、資産凍結等経済制裁の確実な実施に必要な範囲で、直ちに、名義照合を行うこと。なお、預金口座のアルファベット名義の照合については、国際連合安全保障理事会等により資産凍結等経済制裁対象者が指定され、その際に適切な照合を行っており、その後当該資産凍結等経済制裁対象者との新たな預金契約が生じないことが確保されている場合には、当該照合の結果によることで差し支えない。

ロ. 照合にあたっては、完全一致の場合のみを検索するのではなく、単語毎に検索するなど類似する預金口座名義を抽出した上で、幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等、適切な照合を行うこと。また、第三者等による資産凍結等経済制裁対象者の行為の代理等により預金取引の真の相手方が資産凍結等経済制裁対象者であると疑われる場合には、預金者等からの説明や預金債権の発生・変更の原因となる取引の内容を証明する書類等により検証し、当該取引に係る真の相手方を合理的に判断すること。

ハ. 上記イ. 及びロ. の照合基準により行われた照合内容、照合結果及び住所・所在地の確認結果等を記録し、保存すること。これらの結果の記録については、告示により資産凍結等経済制裁の対象とされた氏名・名称と同一の名義の預金口座、類似する名義の預金口座又は上記ロ. に規定する疑いがある預金口座が発見されなかった場合には、該当がない旨の記録で差し支えない。

- (注) a. 情報システム等の制約により、上記の照合基準により名義照合することが困難である場合には、非居住者等預金口座の名義人情報を情報システム等から照合を行う都度抽出し、電磁的な方法により検索できるリストを作成の上、上記の照合基準による照合を行うことで差し支えない。
- b. 2-3(2)①(注)(i)による管理を行っている場合においても、上記の照合基準による照合を行うことで差し支えない。

(iv) 照合又は確認の結果、告示により資産凍結等経済制裁の対象とされた氏名・名称と同一の預金口座名義若しくは類似する預金口座名義又は預金者の住所・所在地が特定国(地域)である預金口座が発見された場合には、適切に対応すること。

(注) 預金者が資産凍結等経済制裁対象の個人・団体そのものであるかどうか又は預金者の住所・所在地が特定国（地域）であるかどうかについては、預金口座開設時の本人確認記録等や入出金状況等から、資産凍結等責任者が最終的な判断を行う必要がある。

また、当該判断にあたり、当該預金口座が睡眠口座等であるなど資産凍結等経済制裁対象に該当するかどうか判然としない場合には、通常の預金口座と区分して管理するとともに、入出金等本人と接触する機会等をとらえて新たに本人に関するより詳細な情報を入手し、資産凍結等経済制裁対象に該当するかどうかの判定を行う必要がある。

③ 非居住者及び外国人名の顧客に係る新規の預金口座開設の際に、当該預金口座開設者が資産凍結等経済制裁対象者か否かを確認するにあたり、上記②(iii)に定める照合基準等により、確認、記録を行う必要がある。また、特定国（地域）に関する支払規制若しくは資本取引規制が行われている場合には、当該預金口座開設者の住所・所在地が特定国（地域）か否かの確認を行う必要がある。

2-4 資産凍結等経済制裁対象預金口座の管理等

(1) 資産凍結等経済制裁の対象に該当する預金口座がある場合、通常の預金口座と区分して管理するとともに、当該預金の払出し等については、資産凍結等責任者又は当該責任者から委任された者が外為法上の許可を確認し、払出し等の承認を行った後でなければできない態勢を構築する必要がある。

(注) 預金利息の入金、口座取扱手数料の引落とし等資金が相手方に直接渡らない場合や預金口座の相続の発生に伴い相続人（代理人を含む。）との間で資金の授受を行う場合であっても、外為法上は支払等又は資本取引に該当し許可を要する場合がありますので注意を要する。

(2) 資産凍結等経済制裁の対象に該当する預金の払出し等については、外為法上の許可を得た上で行わなければならない。また、許可に条件が付されている場合には、当該条件を遵守しなければならない。

(3) 資産凍結等経済制裁の対象に該当する預金口座について外為法第55条の8の規定に基づく特別の報告を要するとされている場合等においては、適切に当

局に対する報告を行わなければならない。

2-5 資産凍結等経済制裁対象の支払等の管理

- (1) 資産凍結等経済制裁対象の支払等については、資産凍結等責任者又は当該責任者から委任された者が外為法上の許可を確認し、支払等の承認を行った後でなければならない態勢を構築する必要がある。
- (2) 資産凍結等経済制裁対象の支払等については、外為法上の許可を得た上で行わなければならない。また、許可に条件が付されている場合には、当該条件を遵守しなければならない。

(注) 預金口座の相続が発生した場合における、相続人（代理人を含む。）に対する預金の払出しについても、外為法上は支払等又は資本取引に該当し許可を要する場合があるので、当該払出しを行う前に以下の事項について確認する必要があることに留意する。

- ① 相続人が資産凍結等経済制裁対象者に該当しないこと。
- ② 特定国（地域）に関する支払規制が行われている場合には、相続人の住所等が当該特定国（地域）に該当しないこと。

2-6 預金以外の資本取引又は役務取引の管理

資産凍結等経済制裁の内容に、預金以外の資本取引又は役務取引に係るものが含まれる場合には、前記2-3及び2-4の項目に準じて適切に対応する必要がある。

2-7 銀行等の確認義務の履行

- (1) 外国送金を取り扱っている金融機関及び資金移動業者（以下「送金取扱金融機関等」という。）においては、顧客の支払等に係る為替取引を行おうとする場合において、外為法第17条に基づく確認義務を次の①から⑦までに掲げる点に留意して行う必要がある。

① 送金情報の把握

- (i) 資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことの確認（外為法上の許可を要するか否かの確認）を行うために必要な、仕向国、被仕向銀行、送金目的（輸入代金送金の場合は貨物の商品名、原産地及び船積地域を含む。）、送金人及

び受取人の氏名・名称、住所・所在地（国又は地域）等の情報（以下「必要情報」という。）を把握する必要がある。

（注）イ．支払地（支払銀行の所在地）は必ずしも受取人の住所・所在地と同一とは限らないので注意を要する。

ロ．受取人の住所・所在地については、特定国（地域）に関する支払規制が行われている場合には、当該支払規制に該当しないことを確認するため、少なくとも国（地域）及び都市名の情報を把握する必要がある。

ハ．仕向送金に係る受取人又は被仕向送金に係る送金人が資産凍結等経済制裁対象者と同一又は類似する氏名・名称である等、資産凍結等経済制裁対象者か否かを属性情報により判定する場合には、当該受取人又は送金人の完全な住所・所在地等の情報を把握する必要がある。

ニ．必要情報は、資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことの確認に加え、例えば外国への投資等を目的とする仕向送金については、当該送金が支払告示（※）第二号で定められている支払に該当しないことの確認を行うためにも活用することに留意する。

（※）「外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件」（平成 10 年 3 月 30 日大蔵省告示第 97 号）

（ii）資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するため、必要情報の把握は不可欠であるが、電話回線、インターネット等（以下「電話回線等」という。）を経由して顧客から送金を受け付けた際に顧客からの送金データに必要情報の一部が欠落しその把握が困難なときは、RBA に基づき顧客の取引状況や経常的な送金内容の把握等による顧客管理を適切に行っている場合に限り、当該必要情報の把握に代えて、資産凍結等経済制裁の内容を顧客に説明した上で、これに対し顧客から当該制裁に関連するものではない旨の申告を受けるとともに、顧客からの送金データと顧客管理により把握しているデータとを照合する方法により確認しても差し支えない。

なお、顧客から電話回線等を経由した送金データの受付から発信までの一連の送金手続を自動処理により行うシステムにおいては、顧客からの送金デ

一々に必要情報がない場合や必要情報の真偽に疑いがある場合等の確認が必要な場合に、当該送金手続が自動的に中断する仕組みを構築する必要があることに留意する。

これら一連の確認において、当該送金が必要情報の真偽に疑いがある場合や顧客管理によりリスクがあると認められた顧客によるものである場合等に該当するときは、下記(v)に定められている確認を、顧客に対して行う必要がある。

(iii) 顧客に事前に受取人及び送金目的を登録させた上で、継続的に同様の内容で仕向送金を行う場合においても、仕向送金の都度、顧客に対して資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことの確認を行う必要があることに留意する。特に、資産凍結等経済制裁措置が講じられている特定国及びその近隣地域への仕向送金を行う場合には、下記(v)に定められている確認を、顧客に対して行う必要がある。

他方、登録した情報に変更がないか定期的に確認しつつ、当該顧客、登録した受取人、受取銀行及びその所在地並びに送金目的等の情報に照らして、当該送金が資産凍結等経済制裁対象の送金であるリスクが低いと認識する場合には、以下の情報の把握及び確認を行うことでも差し支えない。

イ. 顧客から受取人及び送金目的等の事前登録を受け付ける際には、講じられている資産凍結等経済制裁措置の内容を案内教示するとともに、当該制裁対象の仕向送金ではないことを確認するための必要情報を把握する。

ロ. 当該顧客、登録された受取人、受取銀行及びその所在地並びに送金目的等に照らして認識するリスクに応じて、1回当りの送金限度額、さらに一人の顧客が行う月間及び年間の送金限度額を自主的に設定した上で、それぞれの限度額を超えるような送金を検出できるようモニタリング態勢を構築し、異例な送金が検出された場合には、改めて必要情報を把握するとともに、必要情報の真偽に疑いがある場合等には下記(v)に定められている確認を行う。

ハ. 新たな資産凍結等経済制裁措置が講じられた場合には、既存顧客に関して事前登録時に把握している情報から新たな措置に抵触するものか否かの確認を行うこととするが、事前登録時に把握している情報から確認ができない場合には、改めて必要情報を把握して確認を行う。

(iv) 顧客から送金目的を事前に登録させた上で、一定の資金を預かり、顧客本人が海外にて継続的に同様の目的で自己資金を引き出す場合において、同資金の海外における引き出しの都度又は追加資金を預かる際に、顧客に対して

当該取引が資産凍結等経済制裁対象の取引か否か確認を行う必要があることに留意する。特に、資産凍結等経済制裁措置が講じられている特定国及びその近隣地域で同資金を引き出す場合には、下記(v)に定められている確認を、都度、顧客に対して行う必要がある。

他方、同資金が引き出された地域を検知できるモニタリング態勢を構築した上で、当該顧客、引き出された地域及び送金目的等に照らして、当該送金が資産凍結等経済制裁対象の送金であるリスクが低いと認識する場合には、上記(iii)イ.～ハ.と同等の対応をとることで差し支えない。

(v)顧客から得た必要情報の真偽に疑いがある場合又は資産凍結等経済制裁に抵触するリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合(第三者等の代理等により真の送金人又は送金の真の相手方が資産凍結等経済制裁対象者であると疑われる場合を含む。以下「必要情報の真偽に疑いがある場合等」という。)には、送金の理由となる資料の提示等を求め、取引の真正性や送金人と受取人との関係性などから資産凍結等経済制裁に抵触するか否かの確認を行う必要がある。

② 資産凍結等経済制裁対象者との間の支払等規制への対応

資産凍結等経済制裁対象者との間の支払等ではないことを確認するために、送金人及び受取人の氏名、住所及び外国の被仕向銀行等検索の対象とする情報と「制裁対象者リスト」内の情報との類似性が予め設定された一定の比率以上になる場合に、当該検索対象の情報を有する送金に係る事務処理を自動的に中断するプログラムが組み込まれた情報システム(以下「自動照合システム」という。)を用いる必要がある。

また、「自動照合システム」により事務処理が中断された送金は、資産凍結等経済制裁の対象ではないことを確認するための照合手段及び照合基準に従い、適切に対応する必要がある。

(注) (i) 「自動照合システム」を用いている送金取扱金融機関等においては、当該システムの機能及び特性を考慮し、資産凍結等経済制裁対象者との間の支払等ではないことの適切な確認が行えるよう、当該システムの設定を調整する等の管理を行う必要がある。

(ii) 全仕向送金を対象に、顧客から依頼を受けた営業部店及び送金事務に係る責任部署のそれぞれが、資産凍結等経済制裁の対象に該当するか否かの確認について、「制裁対象者リスト」を利用して、完全一致の場合のみを検索するのではなく、単語毎に検索するなど類似する情報を抽出した上で、幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等、適切な確認を行っている場合には、必ずしも「自動照合システム」の導入を求めるものではない。

(iii) 他の送金取扱金融機関等の「自動照合システム」による確認が行われる場合において、当該他の送金取扱金融機関等からの情報提供等により、「自動照合システム」により一定の比率以上の類似性があると認識された情報及び当該情報が資産凍結等経済制裁の対象ではないと判断した理由等を記録している場合には、上記(ii)による確認はどちらか一方が行うことで差し支えない。

(iv) 資産凍結等経済制裁対象者からの支払の受領に関する規制が行われている場合においては、被仕向送金に係る確認は、着金処理前に、原則として仕向送金と同様の確認を行う必要がある。なお、「自動照合システム」を導入していない場合は、上記(ii)における「制裁対象者リスト」を利用した確認を、送金担当部署が行う必要がある。

③ 貿易に関する支払規制への対応

(i) 輸入代金送金について

貿易に関する支払規制が行われている場合において輸入代金送金を行う際には、貿易に関する支払規制の特殊性に鑑み、資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するために必要な、仕向国、送金目的（輸入貨物の商品名）、輸入貨物の原産地及び船積地域等の必要情報を把握（顧客の口頭による申告も含む。以下同じ。）する必要がある。

また、顧客から得た必要情報の真偽に疑いがある場合等には、売買契約書、輸入許可書又は船荷証券等送金の理由となる資料の提示等を求め、確認を行う必要がある。

なお、自動照合システムを導入している場合においては、貿易に関する支払規制に関連する単語を適切に登録し、当該単語が検出された送金について慎重な確認を行う必要がある。他方、自動照合システムを導入していない場合においては、送金依頼書や送金に係るスイフト電文等の中に貿易に関する支払規制に関連する単語の有無を確認し、当該単語があった場合には、慎重な確認を行う必要がある。

(注) イ. 必要情報の真偽に疑いがある場合等の例示は以下のとおりであるが、必ずしもこの例示に限定されるものではない。

- a. 顧客の送金内容に貿易に関する支払規制の関連が疑われる商品名、国・地域・都市名の記載がある仕向送金
- b. 顧客の過去の取引状況に照らして、貿易に関する支払規制の関連が疑われる仕向送金

ロ. 貿易に関する支払規制に関連する単語とは、上記イ. a. の商品名、国・地域・都市名のほか、当該支払規制の対象国を本店所在地とする銀行の名称やスイフトコード（銀行名鑑やスイフト加盟銀行情報を参照。）をいう。

ハ. 資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するための必要情報のうち、「船積地域」の把握に関しては、規制対象国に隣接した国に対する輸入代金送金を行う際には、船積港の属する都市名まで把握することが求められる。ただし、電話回線等を經由して顧客から送金を受け付ける場合又は下記(ii)信用状(L/C: Letter of Credit)取引等におけるL/C開設時の確認において、船積港の属する都市名の把握が困難なときは、顧客の取引状況や経常的な送金内容の把握等、RBAに基づく適切な顧客管理を行い、かつ、顧客からの送金データ等と顧客管理により把握しているデータとの照合により、当該輸入代金送金が特に注意すべき都市とは関係ない旨を把握している場合は、この限りではない。

ニ. 貿易に関する支払規制が行われている場合においては、全ての貿易に係る送金について、確認を行う必要があることに留意する。

(ii) 信用状取引等について

貿易に関する支払規制が行われている場合において信用状付荷為替手形又は信用状なしの荷為替手形により、船積書類等を銀行経由とする決済を行う際

には、上記(i)と同様に、貿易に関する支払規制の特殊性に鑑み、当該決済が行われる前に必要情報を把握する必要がある。

また、必要情報の真偽に疑いがある場合等には、輸入許可書又は船荷証券等当該輸入取引に係る資料の確認を行う必要がある。更に、上記取引の相手方が資産凍結等経済制裁対象者ではないことの確認について、上記②と同様の確認を行う必要がある。

(注) 信用状取引の性質上、信用状開設から決済までには長期間を要する
場合があるため、信用状開設時に上記(ii)の確認を行っている場合
においても、船積書類到着時等、決済実行前に再度確認することが求め
られる。

(iii) 仲介貿易取引について

貿易に関する支払規制が行われている場合において外国相互間における非居住者間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（以下「仲介貿易取引」という。）に係る送金を行う際には、規制対象国を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引又は原産地若しくは船積地域が規制対象国であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引に係る送金ではないことを確認するため、次に掲げる点に留意する必要がある。

イ. 仲介貿易取引に係る第三国への仕向送金についての確認に際しては、当該取引に係る貨物の仕向地が規制対象国ではないこと及び当該取引に係る貨物の原産地又は船積地域が規制対象国ではないことの確認（顧客からの申告を含む。）を行うこと。

ロ. 仲介貿易取引に係る第三国からの被仕向送金についての確認に際しては、当該取引に係る貨物の原産地又は船積地域が規制対象国ではないことの確認（顧客からの申告を含む。）を行うこと。

なお、当該被仕向送金に係る確認を行うことが困難な場合においては、下記④(ii)（注）a. と同様の対応を行うこと。

ハ. 上記イ. 及びロ. に加えて、送金の内容の真偽に疑いがある場合又は貿易に関する支払規制に抵触することが考えられ慎重な確認が必要であると認

められる場合においては、売買契約書等送金の理由となる資料の提示等を求め、確認を行うこと。

<備考>

仲介貿易取引に係る「貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引」とは、居住者が非居住者との間で行う貨物の「売り」と「買い」、「貸し」と「借り」又は「贈与」と「受贈」の双方の当事者となる場合に限らず、「売り」と「受贈」、「貸し」と「買い又は受贈」、「贈与」と「買い」の双方の当事者となる場合もいう。

④ 資金使途規制への対応

(i) 仕向送金

イ. 平成21年7月7日付で講じられた北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う支払等を許可制とした措置のように、特定国の特定の活動に寄与する目的に係る支払等規制（以下「資金使途規制」という。）が行われている場合においては、送金取扱金融機関等は、顧客の支払に係る仕向送金（資金使途規制が特定国向けの仕向送金に限定して講じられていない場合には全ての仕向送金）を取扱うに際して、当該資金使途規制に抵触するものか否か、被仕向銀行及び送金目的その他の必要情報を把握（顧客からの申告を含む。）し、確認を行う必要がある。

ロ. 上記イ. に加えて、外国の被仕向銀行、外国の受取人の住所又は送金目的等の情報から、仕向送金の内容の真偽に疑いがある場合又は明らかに特定国に関連する取引（第3章参考資料1. (1)の①～⑦に該当するもの。）と認められる場合においては、顧客に対して、その内容等を確認するために必要な資料の提示等を求めた上で、慎重な確認を行う必要がある。また、顧客との過去の取引実績等から特定国に関連すると疑われる取引（第3章参考資料1. (1)の⑧の中で該当するもの。）についても、同様に慎重な確認を行う必要がある。

ハ. 自動照合システムを導入している場合においては、資金使途規制に関連する単語を適切に登録し、当該単語が検出された送金について慎重な確認を行う必要がある。他方、自動照合システムを導入していない場合においては、送金依頼書や送金に係るスイフト電文等の中に資金使途規制に関連する単語の有無を確認し、当該単語があった場合には、慎重な確認を行う必要がある。

(注) a. 資金使途規制に関連する単語とは、当該資金使途規制の規制対象国を本店所在地とする銀行の名称やスイフトコード(銀行名鑑やスイフト加盟銀行情報を参考。)、当該規制対象国の国名・都市名及び特定の活動に関連する単語をいう(下記(ii)において同じ。)

b. 慎重な確認を要するものについては、送金手続を中断した上で、当該慎重な確認を行う必要がある。また、RBAに基づく顧客管理を適切に実施することにより、リスクが高いと認められる顧客については、慎重な確認を行う必要がある。

(ii) 被仕向送金

イ. 資金使途規制が行われている場合においては、送金取扱金融機関等は、顧客の支払の受領に係る被仕向送金(資金使途規制が特定国からの被仕向送金に限定して講じられていない場合には全ての被仕向送金)を取扱うに際して、当該資金使途規制に抵触するか否か、仕向銀行及び送金目的その他の情報を把握(顧客からの申告を含む。)し、確認を行う必要がある。

ロ. 上記イ.に加えて、外国の仕向銀行、外国の送金人の住所又は送金目的等の情報から、被仕向送金の内容の真偽に疑いがある場合又は明らかに特定国に関連する取引(第3章参考資料1.(2)の①~⑦に該当するもの。)と認められる場合においては、顧客に対して、その内容等を確認するために必要な資料の提示等を求めた上で、慎重な確認を行う必要がある。また、顧客との過去の取引実績等から特定国に関連すると疑われる取引(第3章参考資料1.(2)の⑧の中で該当するもの。)についても、同様に慎重な確認を行う必要がある。

ハ. 自動照合システムを利用している場合及び利用していない場合における資金使途規制に関連する単語の有無の確認については、上記(i)ハ.と同様の確認が必要となる。

(注) a. 被仕向送金に係る確認については、上記のとおり、原則として、仕向送金と同様の確認を行う必要があるが、それが困難な場合には、上記ハ. による確認に加え、顧客の取引状況や経常的な被仕向送金内容の把握等、RBAに基づく適切な顧客管理を行い、かつ、顧客への被仕向送金データと顧客管理により把握しているデータとの照合を行うことにより確認しても差し支えない。

b. 慎重な確認を要するものについては、送金手続を中断した上で、当該慎重な確認を行う必要がある。また、RBAに基づく顧客管理を適切に実施することにより、リスクが高いと認められる顧客については、慎重な確認を行う必要がある。

⑤ 特定国（地域）に関する支払規制への対応

(i) 平成28年2月19日付で講じられた北朝鮮に対する支払原則禁止措置のように、特定国（地域）に関する支払規制が行われている場合においては、送金取扱金融機関等は顧客の支払に係る仕向送金を取扱うに際して、当該支払規制に抵触するものか否か、受取人に係る情報（名称、住所・所在地、実質的支配者）、被仕向銀行、送金目的その他の情報を把握（顧客の口頭による申告も含む。以下同じ。）し、確認を行う必要がある。

(ii) 顧客から得た受取人に係る情報等の真偽に疑いがある場合には、顧客に対して、その内容を確認するために必要な資料の提示又は詳細な説明を求める等により慎重な確認を行う必要がある。

(iii) 自動照合システムを導入している場合においては、国（地域）の名称など特定国（地域）に関する支払規制に関連する単語を適切に登録し、当該単語が検出された送金について慎重な確認を行う必要がある。他方、自動照合システムを導入していない場合においては、送金依頼書や送金に係るスイフト電文等に特定国（地域）に関する支払規制に関連する単語の有無を確認し、当該単語があった場合には、慎重な確認を行う必要がある。

- (注) イ. 受取人に係る情報等の真偽に疑いがある場合の例示は以下のとおりであるが、必ずしもこの例示に限定されるものではない。
- a. 受取人の住所・所在地又は被仕向銀行の所在地等が特定国（地域）の近隣である仕向送金
 - b. 受取人が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合に、公開情報等より当該法人等と規制対象者との関連が疑われる仕向送金
 - c. 顧客の過去の取引状況に照らして、特定国（地域）に関する支払規制の関連が疑われる仕向送金
- ロ. 支払地（被仕向銀行の所在地）は必ずしも受取人の住所・所在地と同一とは限らないので注意を要する。このため、特定国（地域）に隣接した国に対する送金を行う際には、被仕向銀行の所在地については、被仕向銀行の本店所在地に加え、受取人口座のある支店の所在地（都市名）も把握することが望ましい。
- ハ. 受取人が法人等である場合において、当該受取人に係る情報のうち、実質的支配者の把握は、原則として顧客からの申告による方法で差し支えないが、上記イ. b. のように規制対象者との関連が疑われる場合は、当該対象者との資本関係等を確認するために必要な資料の提示を求める等により、慎重な確認を行う必要がある。

⑥ 確認結果の記録

上記①から⑤までに掲げる資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことを確認するために把握した必要情報の内容並びに顧客から提示等を受けた資料や適切な顧客管理等に基づき資産凍結等経済制裁対象の送金ではないと判断した確認内容、確認結果及び確認義務を履行した旨を記録する必要がある。

また、「自動照合システム」を用いて確認を行った場合には、事務処理が自動的に中断された送金について、「自動照合システム」により一定の比率以上の類似性があると認められた情報及びその情報が資産凍結等経済制裁の対象ではないと判断した理由等を記録する必要がある。

他方、「自動照合システム」を用いないで確認を行った場合には、資産凍結等経済制裁対象の送金ではないと判断した確認内容、確認結果及び確認義務を履行した旨を記録する必要がある。

(注) (i) 本項目における記録については、書面又は電磁的記録等の方法により保存する必要がある。

(ii) 必要情報の真偽に疑いがある場合等又は慎重な確認を行った場合においては、資産凍結等経済制裁対象の送金ではないと判断するに至った経緯を具体的に記録しておく必要がある。

(iii) 確認義務を履行した旨の記録については、必要情報の確認を行った旨及びその確認の内容、確認を行った日、確認を行った者の氏名等当該者を特定するに足りる事項を送金依頼書等に残す必要がある。

(iv) 「自動照合システム」を用いないで確認を行った場合における確認内容、確認結果及び確認義務を履行した旨の記録については、上記 2-3 (3) ③と同様の内容が必要である。

⑦ 取次金融機関等との協力態勢の構築

他の金融機関等が取次ぐ顧客からの送金依頼を送金取扱金融機関等が受ける場合において、当該送金が資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことを確認するために必要な情報等を当該取次ぎを行う金融機関等（以下「取次金融機関等」という。）から確実に取得できるようにする等、確認義務を確実に履行する協力態勢を当該取次金融機関等との間で構築する必要がある。

(注) (i) 取次金融機関等は、為替取引の当事者とならないため、外為法第 17 条に基づく確認義務の規定が適用されない。しかしながら、顧客と接触するのは取次金融機関等であるため、送金取扱金融機関等が適切に確認義務を果たす上では、取次金融機関等の協力が不可欠となる。

(ii) 取次金融機関等と送金取扱金融機関等との協力態勢には、送金取扱金融機関等が、外為法第 17 条に基づく確認義務を果たすために必要な送金目的、送金依頼人及び受取人の氏名・住所等、輸入又は仲介貿易取引に係る貨物の原産地及び船積地域等の情報等を、取次金融機関等から適時適切に取得することを可能とするような取決め等を締結した上で、取次金融機関等における確認の実施状況を定期的にモニタリングすることが必要である。

＜備考＞

「取次ぐ」とは、顧客から送金取扱金融機関等への送金依頼を他の金融機関等が受け付けるために、他の金融機関等に送金取扱金融機関等の送金依頼書が備え付けてある場合など、顧客から送金依頼を受け付ける金融機関等が当該送金依頼に係る為替取引の当事者とならない場合をいう。

- (2) 顧客の支払等が資産凍結等経済制裁対象に該当する場合には、外国為替に関する省令(昭和55年大蔵省令第44号)第6条及び貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)第8条の規定に基づき、確認事務の実施手続を適切に行わなければならない。

2-8 邦銀等の海外支店における資産凍結等経済制裁への対応

邦銀等(本邦内に主たる事務所を有する金融機関をいう。以下同じ。)の海外支店も、自己が支払又は取引の当事者となる場合には、外為法第16条第1項、第21条第1項又は第25条第6項の規定の適用を受ける。また、顧客から依頼のあった支払等については、同法第17条の規定に基づく確認義務に関する規定の適用を受ける。したがって、邦銀等の海外支店においても、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守する態勢を整備する必要がある。

具体的には、以下の対応が求められる。

- (1) 邦銀等の各海外支店において、外為法令に関して十分な知識を有する役員又は社員を配置する等により、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための態勢を整備すること。
- (2) 現地法制等の遵守のための研修だけでなく、現地採用者を含む社員等が外為法令の遵守に係る事務処理を適正に行えるよう、外為法令及び行内事務規定等の遵守を図る研修等を行うこと。
- (3) 海外支店においても、日本独自の制裁対象者を含む資産凍結等経済制裁対象者及び資金使途規制等に関連する単語等が適切に盛り込まれた制裁対象者リスト及び自動照合システム等を整備し、預金口座の管理、支払等における確認等を本邦店と同様に実施し、その実施状況を本邦の資産凍結等責任者等が適切にモニタリングすること。

2-9 資産凍結等経済制裁への対応状況の把握等

- (1) 資産凍結等責任者は、資産凍結等経済制裁対象者が新たに指定された都度、及び必要に応じ、資産凍結等経済制裁への対応状況に関し関係部店から報告を受け、当該対応状況につき正確かつ迅速に把握することが求められる。

(注) 邦銀等においては、関係部店に海外支店を含むことに留意する。

また、海外支店を統括する部門が資産凍結等経済制裁への対応に責任を有する部門と異なる場合には、海外支店における対応状況は、当該責任部門まで正確かつ迅速に報告する必要がある。

- (2) 資産凍結等責任者は、関係部店から既に締結した資本取引又は役務取引の契約に基づく場合も含め資産凍結等経済制裁対象者との間で行う支払等の有無についての報告を求めるとともに、外為法令遵守の観点から、当該支払等の管理を行う必要がある。
- (3) 資産凍結等責任者は、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための事務手続や組織体制の有効性を適時適切に検証するとともに、業務の実態の変化等にあわせ、必要に応じ、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための事務手続や組織体制を見直す必要がある。
- (4) 資産凍結等責任者は、資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等に対して報告し、取締役会等は、当該報告に基づき、資産凍結等経済制裁に関する外為法令を遵守するための態勢整備等につき適切な意思決定を行う必要がある。

(注) 取締役会等への報告は、法令等遵守状況全般に関する報告の一部に資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況に関して記述する方法で差し支えない。

3. 両替業務における取引時確認等に係る犯収法令の遵守及び本人確認義務等に係る外為法令の遵守（除く両替業務）に関する項目

3-1 取引時確認等及び本人確認義務等を履行するための内部管理態勢

- (1) 法令等遵守態勢における取引時確認等に関する犯収法令及び本人確認義務等に関する外為法令遵守の位置付け

「本ガイドライン第2章1. 外為法令等遵守のための内部管理態勢に関する項目」により、法令等遵守態勢の枠組みの中で、外為法令等を遵守する態勢を整備する必要がある。

- (2) リスク管理態勢における外為法令等遵守の位置付け

「本ガイドライン第2章1. 外為法令等遵守のための内部管理態勢に関する項目」により、リスク管理態勢の枠組みの中で、外為法令等における金融機関等の両替業務に係る取引時確認等及び本人確認義務等（この項目において、「取引時確認等」という。）を遵守する態勢を整備する必要がある。

(注) 上記(1)を含め、特定事業者は資産凍結等経済制裁への対応を確実に行う上でも取引時確認等に関する犯収法令を遵守することが必要であるとの認識に基づいて、適切な態勢整備を行うことが重要である。

- (3) 特定事業者作成書面等（リスク評価書）の整備

自らが行う両替取引のマナー・ローンダリング等のリスクを特定・評価した結果を記録した特定事業者作成書面等（リスク評価書）については、次の①から③までに掲げる点に留意したうえで、作成する必要がある。

- ① 国のリスク評価を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証すること。
- ② リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること。
- ③ 定期的に見直すほか、マナー・ローンダリング等対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。

- (4) その他

取引時確認等の履行に責任を有する担当取締役又は管理者（以下「取引時確認等責任者」という。）を定め、取引時確認等責任者がコンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門及び営業店等の関係部店（資産凍結等経済制裁への対応を担当す

る部店を含む。)間を調整し、取引時確認等に関する犯収法令の規定を確実に遵守する態勢を整備する必要がある。

(注) 取引時確認等に関する犯収法令の遵守を特定して責任者が定められていない場合にあっても、以下の点に留意し、取引時確認等に関する犯収法令の規定を確実に遵守するための対応が求められる。

- ① 職制上、いずれかの担当取締役又は管理者が取引時確認等に関する犯収法令の遵守に責任を有することを明らかにすること。
- ② 当該担当取締役又は管理者が、現実に関係部店間を調整し、取引時確認等に関する犯収法令を遵守する態勢を整備するための措置をとること。

3-2 両替業務における取引時確認等の履行

(1) 取引時確認が必要な取引又は行為

取引時確認等に関する犯収法令の規定に基づき、次の①から④までに掲げる点に留意して、両替業務について取引時確認を行う必要がある。

① 取引時確認事項

顧客との間で、両替取引のうち、二百万円を超える本邦通貨と外国通貨の両替又は二百万円を超える旅行小切手の販売若しくは買取り（取引金額が二百万円超でなくとも、取引を分割することにより、1回当たりの取引金額を二百万円以下に引き下げていることが、明らかな場合も含む。以下「二百万円超の両替取引」という。）を行う場合、若しくは、特別の注意を要する取引（疑わしい取引又は同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引。以下同じ。）に該当した場合に、以下の事項に係る取引時確認を行わなければならない。

- (i) 本人特定事項
- (ii) 取引を行う目的
- (iii) 顧客が自然人である場合は職業、顧客が法人である場合は事業内容
- (iv) 顧客が法人である場合は、その事業経営の実質的支配者の本人特定事項

② 取引の任に当たっている者との取引

二百万円超の両替取引時又は特別の注意を要する取引時に、当該両替取引の任に当たっている自然人が顧客と異なる場合は、当該顧客の本人特定事項の確認に

加え、当該両替取引の任に当たっている自然人についても本人特定事項を確認しなければならない。

なお、当該両替取引の任に当たっている自然人が、当該顧客のために当該両替取引の任に当たっていることも確認する必要があることに留意する（犯収法施行規則第12条第5項）。

③ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引（ハイリスク取引）

顧客との間で、以下に該当する両替取引を行う場合には、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる両替取引であるという認識の下に、適切に確認しなければならない。

(i) 取引の相手方がその取引に関連する契約等の締結に際して行われた取引時確認（以下「関連取引時確認」という。）に係る顧客又は代表者等になりすましている疑いがある場合における両替取引（なりすまし取引）。

(ii) 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客との間で行う両替取引（偽り取引）。

(iii) イラン・北朝鮮に居住し又は所在する顧客との二百万円超の両替取引（イラン・北朝鮮取引）。

(iv) 外国において重要な公的地位にある者等（以下「外国PEPs」（※）という。）との二百万円超の両替取引（外国PEPsとの取引）。

(※) PEPs : Politically Exposed Persons

(注) 上記(i)及び(ii)の取引は、金融機関等と顧客との間で継続的な契約等が締結された、当該契約等に基づく取引（預金契約に基づく口座からの払戻しに伴う両替取引等）を対象としており、一見客との単発的な両替取引は該当しない。

④ 換算方法

取引時確認の対象となる両替取引を判定する際の円相当額への換算方法は、犯収法施行規則第35条の規定に従ったものでなければならない。

(2) 本人特定事項の確認方法

取引時確認等に関する犯収法令の規定に基づき、次の①から⑤までに掲げる点に留意して、適切な方法により本人特定事項を確認しなければならない。

① 本人確認書類について、以下の区分に応じて、本人特定事項を確認すること。

- (i) 提示を受けるだけで本人特定事項の確認を完了するもの
- (ii) 本人確認書類の提示を受け、以下の3つの方法のいずれかにより、本人特定事項の確認を完了するもの
 - イ. 他の本人確認書類又は補完書類の提示を受ける方法
 - ロ. 他の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受ける方法
 - ハ. 転送不要郵便物等を送付する方法
- (iii) 本人確認書類の提示を受け、転送不要郵便物等を送付する方法により本人特定事項の確認を完了するもの。

② 上記①による方法のほか、非対面により本人特定事項の確認を行う場合は、顧客等の区分に応じて以下の方法のいずれかにより行うこと。

- (i) 自然人である顧客等
 - イ. 顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法
 - ロ. 顧客等の容貌の画像情報及び写真付き本人確認書類に組み込まれた IC チップ情報（写真の情報を含む）の送信を受ける方法
 - ハ. 本人確認書類の画像情報又は同書類に組み込まれた IC チップ情報の送信を受けるとともに、以下に掲げる行為のいずれかを行う方法
 - a. 顧客等の本人特定事項の確認を既に完了している他の特定事業者に対し、当該顧客等が確認記録上の顧客等と同一であることを当該他の特定事業者が確認済みであることを確認する
 - b. 顧客等の預金口座（本人特定事項の確認済みの口座に限る。）に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等から当該振込みを特定できる事項が記載された預金通帳の写し等の送付を受ける
 - ニ. 以下に掲げる行為のいずれかを行うとともに、顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
 - a. 本人確認書類の原本の送付を受ける
 - b. 本人確認書類に組み込まれた IC チップ情報に記録された当該情報の送信を受ける
 - c. 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して本人確認書類の画像情報等の送信を受ける
 - d. 本人確認書類（現在の住居の記載のあるもの）2枚の写しの送付を受ける
 - e. 本人確認書類（現在の住居の記載のあるもの）の写し及び補完書類（現在の住居の記載のあるもの）又はその写しの送付を受ける
 - ホ. 顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を本人限定受取郵便等により送付し、受取りの際に顧客等から写真付き本人確認書類の提示等を受ける方法

(注) 上記ホ. については、特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受けるとともに、本人特定事項の確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻、本人確認書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。

(ii) 法人である顧客等

イ. 法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、一般社団法人民事法務協会から登記情報の送信を受け、かつ、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ロ. 法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁より公表されている当該顧客等の本人特定事項を確認し、かつ、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

③ 有効期間又は有効期限がある本人確認書類については、確認する日において有効なものであること、有効期間又は有効期限がない本人確認書類については、提示又は送付を受ける日前6か月以内に作成されたものであること。

④ 本人特定事項の確認の際に、顧客から提示又は提出された書類が偽造、変造等の疑いがある場合には、適切に対応（例えば、疑わしい取引の届出の提出や取引謝絶等）すること。

⑤ 特定事業者が、本人特定事項の確認の際に顧客から提示される書類の受付、照合等の作業を外部に委託している場合において、当該金融機関等が本人特定事項の確認義務を負っているとの認識の下に、受託者との間において、本人特定事項の確認が確実に実施されるような取決め等を締結した上で、受託者による本人確認の実施状況を定期的にモニタリングすること。

(3) 取引時確認の対象とならない取引又は行為への対応

特定事業者がマネー・ローンダリング等への対策をより確実なものとするためには、二百万円超の両替取引及び特別の注意を要する取引に係る取引時確認を行うだ

けでなく、取引時確認の対象とならない両替取引を行うに際しても顧客の氏名又は名称とともに、当該顧客の特定に資する情報を収集することが重要である。

また、収集した情報は整理及び分析し、分析結果等を特定事業者作成書面等に反映させるなど、取引時確認等を的確に行うための措置に活用するよう努めなければならない。

- (注) ① 上記の「当該顧客の特定に資する情報」の例示は以下のとおりであり、これらのうちいずれか、又はこれらに類する「当該顧客の特定に資する情報」を申告するよう顧客に協力を求める必要がある。
- (i) 住所又は所在地
 - (ii) 電話番号
 - (iii) 国籍及び旅券番号
 - (iv) 運転免許証の記号番号（外国において発行されたものについては運転免許証の発行国、地域等の名称も含む。）
 - (v) 団体旅行における学校等の団体名及び当該団体の所在地（特定事業者が旅行業務に伴って行う両替に限る。）
 - (vi) 航空機の搭乗便名（空港において行う両替に限る。）
- ② 上記の対応は、10万円相当額を超える両替において行うよう努める必要がある。

(4) 本邦内に住居を有しない外国人の本人特定事項の確認方法

本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができない者の本人特定事項は、犯収法施行規則第8条に基づき、氏名及び生年月日の確認に加え、国籍、番号を旅券又は乗員手帳により確認しなければならない。

なお、当該確認を行う場合においては、上陸許可の証印等により在留期間が90日を超えていないことを確認する必要があることに留意する。

(5) 取引を行う目的の確認方法

取引を行う目的は、第3章参考資料2.の「(1)取引を行う目的の種類」を参考に顧客から申告を受ける方法により確認しなければならない（犯収法施行規則第9条）。

(6) 職業及び事業内容の確認方法

- ① 自然人又は人格のない社団若しくは財団である顧客の職業又は事業の内容は、第3章参考資料2.の「(2)職業及び事業の内容の種類」を参考に顧客又は代表者

等から申告を受ける方法により確認しなければならない（犯収法施行規則第10条第1号）。

② 法人（上場会社等を除く。）である顧客の事業の内容の確認は、犯収法施行規則第10条第2号に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法により行わなければならない。

③ 外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客の事業の内容の確認は、犯収法施行規則第10条第3号に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法により行わなければならない。

(7) 法人の実質的支配者の確認方法

法人である顧客の実質的支配者の確認は、信頼に足る証跡を求めて行う必要がある（犯収法施行規則第32条第1項第2号）。

(8) ハイリスク取引の確認方法

① なりすまし取引又は偽り取引に際して行う本人特定事項の確認は、通常取引に際して行う確認方法（通常の確認方法）に加え、追加の本人確認書類又は補完書類を用いる方法（追加の確認方法）により行わなければならない。なお、この場合においては、関連取引時確認において用いた本人確認書類又は補完書類以外の本人確認書類又は補完書類の少なくとも一を用いて確認しなければならない（犯収法施行規則第14条第1項）。

② イラン・北朝鮮取引又は外国PEPsとの取引に際して行う本人特定事項の確認は、通常取引に際して行う確認方法（通常の確認方法）に加え、追加の本人確認書類又は補完書類を用いる方法（追加の確認方法）により行わなければならない（犯収法施行規則第14条第1項）。

③ 法人である顧客との取引が、なりすまし取引、偽り取引、イラン・北朝鮮取引又は外国PEPsとの取引に該当する場合における当該法人の実質的支配者は、当該法人の区分に応じ、株主名簿、有価証券報告書等、登記事項証明書又は官公庁から発行された書類等により確認し、かつ、代表者等から申告を受ける方法により確認しなければならない（犯収法施行規則第14条第3項）。

④ 二百万円超のなりすまし取引若しくは偽り取引、イラン・北朝鮮取引又は外国PEPsとの取引に際しては、顧客の区分に応じ、書類又はその写しの一又は二

以上を用いて資産及び収入の状況を確認しなければならない（犯収法施行規則第14条第4項）。

なお、二百万円以下の取引であっても厳格な対応を要する場合がある（犯収法施行規則第32条第1項）ことに留意する必要がある。

（注）（i）上記①の確認方法は、以下のとおり。

イ. 通常の確認方法とは、本人確認書類又は補完書類の提示、本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付により確認する方法をいう。

ロ. 追加の確認方法とは、通常の確認方法とは別の本人確認書類又は補完書類の提示、本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付により確認する方法をいう。

（ii）上記④の「一又は二以上」を用いて資産及び収入の状況を確認する方法とは、1つの書類で資産及び収入の状況を判断できる場合には、当該書類をもって確認し、1つの書類で判断できない場合は、更に別の書類で確認する方法をいう。

（9）継続的顧客管理

両替取引の継続的なビジネス関係を有する顧客について、顧客や取引のリスクに応じた頻度により、取引時確認により確認した顧客の情報（実質的支配者の情報を含む。）を継続的に精査する必要がある（犯収法施行規則第32条第1項第3号）。

（10）確認記録の作成及び保存

取引時確認等に関する犯収法令の規定に基づき、次の①から④までに掲げる点に留意して、適切に確認記録を作成し、保存しなければならない。

① 本人特定事項の確認のために、本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻を記録すること（本人確認書類の写しを確認記録に添付し、同記録と共に7年間保存する場合は日付に限る）（犯収法施行規則第20条第1項第3号）。

② オンラインで非対面により本人特定事項の確認を行った場合には、顧客等から提供を受けた画像情報やICチップの情報等に応じて、犯収法施行規則第20条第1項第6号から第10号に掲げる事項を適切に記録すること。

- ③ 確認記録のうち、本人特定事項等の変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記すること（犯収法施行規則第20条第3項）。また、その場合において、既に確認記録に記録されている事項（変更又は追加に係る内容を除く。）は、消去することなく保存しなければならないことに留意する。
- ④ 確認記録を複数の帳票に分けて記録している場合には、各記録事項は連携の取れる方法で記録すること。また、各帳票を適切に保存すること。
- ⑤ 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録の継続的な精査に努めること。

(11) 取引時確認等の履行状況の把握等

- ① 取引時確認等責任者は、必要に応じ、取引時確認等の履行状況に関し関係部店から報告を受け、当該履行状況につき正確に把握することが求められる。
- ② 取引時確認等責任者は、取引時確認等に関する犯収法令を遵守するための事務手続や組織体制の有効性を適時適切に検証することが求められる。また、犯収法令を遵守する上で取引時確認等の履行が重要な要素となるとの認識の下に、業務の実態の変化等にあわせ、必要に応じ、取引時確認等に関する犯収法令を遵守するための事務手続や組織体制を見直す必要がある。
- ③ 取引時確認等責任者は、取引時確認等に関する犯収法令の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等に対して報告し、取締役会等は、当該報告に基づき、取引時確認等に関する犯収法令を遵守するための態勢整備等につき適切な意思決定を行う必要がある。

(注) 取締役会等への報告は、法令等遵守状況全般に関する報告の一部に取引時確認義務の履行状況に関して記述する方法で差し支えない。

(12) その他留意事項

- ① 以上記載の取引時確認等を履行するに当たり、第3章参考資料2.の留意事項を参考としつつ、自らが特定及び評価したリスクを前提としたリスク低減措置を実施するよう努めなければならない。

(注) リスク低減措置は、個々の顧客毎のリスク評価に基づき実施する措置のほか、取引状況のモニタリングにより検知された異例な取引の類型に応じて実施する措置も有効であり、これらの措置を組み合わせる実施することが重要である。

- ② ハイリスク取引、特別の注意を要する取引などリスクが高いと思われる取引を行うに際しては、その取引の実行について、取引時確認等責任者又はその委任を受けた者の承認を受け、その記録を残すよう努めなければならない。

3-3 本人確認義務等の履行（除く両替業務）

(1) 本人確認が必要な取引又は行為

本人確認義務等に関する外為法令の規定に基づき、次の①から⑥までに掲げる点に留意して、特定為替取引又は資本取引に係る契約締結等行為について本人確認を行わなければならない。

- ① 顧客（居住者）が非居住者との間でする支払及び支払の受領に係る特定為替取引を行う場合に、当該特定為替取引が国内において行われる場合であっても、本人確認を行うこと。

(注) 顧客の相手方が非居住者であるか否かについては、通常の注意をもって対応することで差し支えない(③において同じ。)

- ② 特定為替取引の任に当たっている自然人が顧客と異なる場合は、当該顧客の本人確認に加え、当該特定為替取引の任に当たっている自然人についても本人確認を行うこと。

- ③ 本人確認未済口座については、本人確認を要する取引を行う際に、本人確認を適切に行えるよう、他の口座と区分して管理すること。

(注) 取引前に本人確認を行うことが事実上困難な場合においては、取引通念上合理的な範囲であれば、本人確認を取引の開始後に実施しても差し支えない。

- ④ 本人確認の対象取引・行為等を金額基準により本人確認不要となるものと、金額にかかわらず本人確認が必要なものとに区分して本人確認を行うこと。
- ⑤ 既に本人確認を行っている顧客について、本人特定事項を偽っていた疑いがある場合やなりすましている疑いがある場合には、再度本人確認を行うこと。
- ⑥ 本人確認の対象となる支払等や現金取引を判定する際の円相当額への換算方法は、外為法令の規定に従うこと。

(2) その他留意事項

上記(1)以外の内部管理態勢、本人特定事項の確認方法、確認記録の作成等及び本人確認義務等の履行状況の把握等の事項については、前述 3-1 及び 3-2 に準じて適切に対応する必要がある。

3-4 その他

- (1) 両替取引の継続的なビジネス関係を有する顧客について、当該顧客が経済制裁等資産凍結対象者かどうかを確認し、当該対象者との両替取引が生じないことを確保する必要がある。
- (2) 財務省国際局外国為替室が外為法関連の情報を E-mail により提供する「外為法関連情報 E-mail サービス」に登録することが望ましい。

4. 特別国際金融取引勘定の経理等に係る外為法令の遵守に関する項目

4-1 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令を遵守するための内部管理態勢

(1) 法令等遵守態勢における特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令遵守の位置付け

「本ガイドライン第2章1. 外為法令等遵守のための内部管理態勢に関する項目」により、法令等遵守態勢の枠組みの中で、外為法令（特別国際金融取引勘定関係）を遵守する態勢を整備する必要がある。

(2) リスク管理態勢における外為法令遵守の位置付け

「本ガイドライン第2章1. 外為法令等遵守のための内部管理態勢に関する項目」により、リスク管理態勢の枠組みの中で、外為法令（特別国際金融取引勘定関係）を遵守する態勢を整備する必要がある。

(3) その他

特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守に責任を有する担当取締役又は管理者（以下「オフショア勘定責任者」という。）を定め、オフショア勘定責任者がコンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門、営業店等の関係部店間を調整し、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の規定を確実に遵守する態勢を整備する必要がある。

(注) 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守を特定して責任者が定められていない場合にあっても、以下の点に留意し、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の規定を確実に遵守するための対応が求められる。

- ① 職制上、いずれかの担当取締役又は管理者が特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守に責任を有することを明らかにすること。
- ② 当該担当取締役又は管理者が、現実に関係部店間を調整し、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令を遵守する態勢を整備するための措置をとること。

4-2 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守

(1) 特別国際金融取引勘定で経理される取引の適格性

- ① 特別国際金融取引勘定で経理される取引が預金契約に基づく債権の発生等に係る取引である場合に、当該預金契約は、特別国際金融取引勘定で経理することができる適格な預金契約でなければならない。
- ② 特別国際金融取引勘定で経理される取引が金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引である場合に、当該金銭の貸借契約は、特別国際金融取引勘定で経理することができる適格な金銭の貸借契約でなければならない。
- ③ 特別国際金融取引勘定で経理される取引が非居住者が発行する証券の取得又は譲渡である場合に、当該証券の取得又は譲渡は、特別国際金融取引勘定で経理することができる適格な証券の取得又は譲渡でなければならない。

(2) 取引の相手方等の確認

- ① 取引の相手方が非居住者である場合に、当該非居住者の適格性について、外為省令で定められたところにより適切に確認を行う必要がある。
- ② 取引の相手方が、特別国際金融取引勘定を有する銀行等である場合に、当該取引が特別国際金融取引勘定において経理されることを相互に確認する必要がある。

(3) 金銭の貸付けに係る資金の用途の確認

特別国際金融取引勘定で経理される非居住者に対する金銭の貸付けに係る資金が外国において使用されることについて、外為省令で定められたところにより適切に確認を行う必要がある。

(4) 取引に係る帳簿書類の備え付け

特別国際金融取引勘定で経理される取引に関し、外為省令で定める要件を満たした帳簿書類を備え付けなければならない。

(5) 経理基準の遵守

- ① 特別国際金融取引勘定で経理される取引又は行為に係る債権債務の決済は、その他の勘定を通ずる方法により行わなければならない。
- ② 特別国際金融取引勘定とその他の勘定との間における資金の振替に係る経理は、次の(i)及び(ii)に掲げる点に留意して適切に処理しなければならない。

(i) 毎日の終了時における特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額は、限度額を超えていないこと。

(ii) 月中の特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額の合計は、その他の勘定から特別国際金融取引勘定への資金の振替に係る金額の合計を超えていないこと。

③ その他の勘定から特別国際金融取引勘定への付替えに係る経理は、次の(i)から(iv)までに掲げる点に留意して適切に処理しなければならない。(新たに特別国際金融取引勘定を開設した銀行等に限る。)

(i) 付替えは、特別国際金融取引勘定に関する経理を開始した日から同日の属する月の翌月末日までの間に行うこと。

(ii) 付替えが可能な期間の末日において特別国際金融取引勘定に付け替えられている資金の運用に係る金額と資金の調達に係る金額は、同額であること。

(iii) 付替えを行った取引又は行為に係る資金の運用及び調達は、特別国際金融取引勘定の承認を受けた日より前に取引又は行為が開始されたものであること。

(iv) 付替えごとに、付替年月日その他の必要な項目について整理を行うこと。

④ 特別国際金融取引勘定の経理に使用する外国為替相場は、その日におけるその他の勘定において外国通貨と本邦通貨との交換が介在しない同種の外国通貨間の取引又は行為に使用する外国為替相場と同一でなければならない。

(6) 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況の把握等

① オフショア勘定責任者は、必要に応じ、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況に関し関係部店から報告を受け、当該遵守状況につき正確に把握することが求められる。

② オフショア勘定責任者は、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令を遵守するための事務手続や組織体制の有効性を適時適切に検証するとともに、業務の実態の変化等にあわせ、必要に応じ、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令を遵守するための事務手続や組織体制を見直す必要がある。

- ③ オフショア勘定責任者は、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等に対して報告し、取締役会等は、当該報告に基づき、特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令を遵守するための態勢整備等につき適切な意思決定を行う必要がある。

(注) 取締役会等への報告は、法令等遵守状況全般に関する報告の一部に特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況に関して記述する方法で差し支えない。

5. 両替業務における疑わしい取引の届出義務等に係る犯収法令の遵守に関する項目 【疑わしい取引の届出の趣旨】

疑わしい取引の届出は、特定事業者の一般的な知識・経験を前提としつつ、顧客の属性、取引時の状況その他特定事業者が保有している具体的な情報を総合的に勘案して、犯罪収益等に関係する疑いがあると判断する取引の情報の届出を行うことにより、特定事業者を利用して犯罪収益等が受け渡しされることを防止するものである。この趣旨に鑑み、両替業務において疑わしい取引を発見した場合には、特定事業者は確実に疑わしい取引の届出を行わなければならない。

5-1 疑わしい取引の届出義務を履行するための内部管理態勢

(1) 法令等遵守態勢における犯収法令遵守の位置付け

「本ガイドライン第2章1. 外為法令等遵守のための内部管理態勢に関する項目」により、法令等遵守態勢の枠組みの中で、犯収法令（疑わしい取引の届出義務関係）を遵守する態勢を整備する必要がある。

(2) リスク管理態勢における犯収法令遵守の位置付け

「本ガイドライン第2章1. 外為法令等遵守のための内部管理態勢に関する項目」により、リスク管理態勢の枠組みの中で、犯収法令（疑わしい取引の届出義務関係）を遵守する態勢を整備する必要がある。また、態勢の整備に当たっては、特に以下の点に留意する必要がある。

① 疑わしい取引の届出を行うための具体的な事務手順書を作成し、取引担当者（顧客との間で取引を行う担当者をいう。以下同じ。）に周知すること。なお、事務手順書には、特に以下の内容が含まれている必要がある。

(i) 個別の取引が疑わしい取引に該当するか否かを適切に検討・判断するための
疑わしい取引の参考事例集

(注) イ. 両替取引において、特に注意を要する事例は「外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例」のとおりであり、これらの事例が参考事例集に適切に盛り込まれている必要がある。また、「外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例」に含まれていない事例であっても、両替業務の経験等から疑わしい取引に該当すると判断される事例については、参考事例集に盛り込まれている必要がある。

ロ. 参考事例集に合致しない疑わしい取引が発見された場合には、直ちに参考事例集の見直しを行う必要があることに留意する。また、上記の「外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例」に変更があった場合にも参考事例集の見直しを行う必要があることに留意する。

(ii) 当該取引が疑わしい取引に該当するか否かを適切に検討及び判断するための項目及び方法（犯収法施行規則第26条及び第27条）

(iii) 疑わしい取引が発見された場合及び疑わしい取引に該当するか否か明らかでない取引が発見された場合における連絡態勢等、疑わしい取引の届出を直ちに行うために取引担当者が行うべき事務の手順

(iv) 疑わしい取引の届出を行った取引に関する情報等、特に注意を要する取引に関する情報についての取引担当者への周知の方法

② 取引リスクを低減させるために講じた措置の内容及び有効性を検証し、必要に応じて当該措置を見直すこと。また、同種の取引に当該措置が適切に適用されるよう所要の管理態勢を構築すること。

③ 過去に疑わしい取引の届出を行った顧客（両替取引に限らない。）については、必要に応じてリスク評価を見直し、当該リスクに応じた管理及びリスク低減措置を適切に実施すること。

④ 業務規模等に応じ、ITシステムの活用等により、自らのリスク評価を反映したシナリオ分析や取引金額の閾値を設定するなど、異常な取引を検知するためのモニタリング態勢を構築すること。

(注) (i) ITシステムを活用したモニタリング態勢を構築するに当たっては、リスクの高い取引を検知するために、顧客情報や取引記録及び確認記録等のデータを適切に収集するとともに、当該モニタリングの有効性を定期的に検証する必要がある。

(ii) モニタリングの有効性を検証する際には、両替取引以外の取引等から得られた情報も参考にしつつ、モニタリングの対象とする

べき情報に不足がないかを見極め、モニタリング態勢の改善を図ることが重要である。

(3) その他

疑わしい取引の届出義務の履行に責任を有する担当取締役又は管理者（以下「疑わしい取引の届出責任者」という。）を定め、疑わしい取引の届出責任者がコンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門、営業店等の関係部店間を調整し、疑わしい取引の届出義務に関する犯収法令の規定を確実に遵守する態勢を整備する必要がある。

なお、その際、特定事業者作成書面等により自らが特定及び評価したリスク分析の結果を疑わしい取引の届出の検討に活用し、マネー・ローンダリング等防止のための態勢強化に努めなければならない。

（注）疑わしい取引の届出義務に関する犯収法令の遵守を特定して責任者が定められていない場合にあっても、以下の点に留意し、疑わしい取引の届出義務等に関する犯収法令の規定を確実に遵守するための対応が求められる。

- ① 職制上、いずれかの担当取締役又は管理者が疑わしい取引の届出義務に関する犯収法令の遵守に責任を有することを明らかにすること。
- ② 当該担当取締役又は管理者が、現実に関係部店間を調整し、疑わしい取引の届出義務等に関する犯収法令を遵守する態勢を整備するための措置をとること。

5-2 疑わしい取引の届出義務の履行

(1) 疑わしい取引の届出

疑わしい取引の届出義務等に関する犯収法令の規定に基づき、両替業務に係る疑わしい取引の届出を確実に行わなければならない。なお、疑わしい取引の届出を行うにあたっては、特に以下の点に留意が必要である。

- ① 疑わしい取引の参考事例集に該当する取引や取引時の状況その他特定事業者が保有している具体的な情報等から総合的に勘案した上で、疑わしい取引に該当すると判断した取引について、疑わしい取引の届出を速やかに行うこと。また、疑わしい取引の届出を確実にを行うため、以下の態勢を整備することが重要である。

(i) 疑わしい取引の届出は、その取引金額に限定されないほか、過去に行われた両替の取引状況と相俟って疑わしい取引に該当すると判断される事例も存在する。したがって、特定事業者が疑わしい取引の届出を確実に行うためには、二百万円超の両替取引及び特別の注意を要する取引に係る顧客との取引時確認に加え、取引時確認の対象とはならない両替を行うに際しても、顧客の氏名又は名称とともに、当該顧客の特定に資する情報を申告するよう、顧客に協力を求める必要がある。

また、得られた情報等により、顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引等に該当すると判断される場合には、取引時確認を実施することに加え、当該取引の原資についても確認し、疑わしい点があるか否かを検討する必要がある。

(ii) 顧客との取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、疑わしい取引の参考事例集や当該取引時の状況その他特定事業者が保有している具体的な情報等を勘案しつつ、犯収法令に規定された項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法等により判断しなければならない。(犯収法施行規則第26条及び第27条)

(iii) 上記(ii)の結果、疑わしい取引の届出を行う必要があるか否か判断できない取引が発見された場合においては、当該取引が疑わしい取引に該当するか否か判断するために必要な情報を確認する必要がある。また、当該取引が疑わしい取引に該当しないと判断した場合には、確認した情報及び当該情報に基づく分析結果等に係る記録を作成し、取引時確認記録又は取引記録等とともに保存するよう努めなければならない。(犯収法施行規則第32条第1項)

② 特定事業者が顧客との間で行う両替に係る事務の一部を他の者(以下「受託者」という。)に委託している場合に、個別の取引について、委託者自身が疑わしい取引に該当するか否かを適切に確認及び判断する必要がある。

また、委託者である特定事業者が当該取引の当事者となっているとの認識の下、受託者との間において、疑わしい取引の届出義務を履行するために必要な情報を確実に取得するための取決め等を締結し、受託者による疑わしい取引の届出に関する対応状況を定期的にモニタリングする必要がある。

なお、受託者に対するモニタリング結果は、委託者自身の特定事業者作成書面等に盛り込み、講ずべきリスク低減措置を判断した上で、当該措置を実施することが重要である。

(2) 疑わしい取引の届出義務の履行状況の把握

- ① 疑わしい取引の届出責任者は、必要に応じ、疑わしい取引の有無に関し関係部
店から報告を受け、当該部店の対応状況を正確に把握することが求められる。
- ② 疑わしい取引の届出責任者は、疑わしい取引の届出に関する犯収法令を遵守す
るための事務手順や組織体制の有効性を適時適切に検証し、必要に応じて見直し
を行う必要がある。
- ③ 疑わしい取引の届出責任者は、疑わしい取引の届出に関する犯収法令の遵守状
況に関し、必要に応じ、取締役会等に対して報告し、取締役会等は、当該報告に基
づく、疑わしい取引の届出に関する犯収法令を遵守するための態勢の整備につき
適切な意思決定を行う必要がある。

(3) その他

① 疑わしい取引の届出に係る特定事業者の守秘義務

特定事業者の役員及び使用人は、疑わしい取引の届出を行おうとすること又は
行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその関係者に漏らしては
ならない。

② リスクが高いと思われる取引についての対応

ハイリスク取引、特別の注意を要する取引などリスクが高いと思われる取引に
ついては、疑わしい取引の届出責任者又はその委任を受けた者が、疑わしい取引
に該当するか否かを確認及び判断の上、取引実行の承認を行い、これらの確認及
び判断の内容並びに取引実行の際の承認について記録を残すよう努めなければな
らない。

6. 外国為替取引における通知義務に係る犯収法令の遵守に関する項目

6-1 外国為替取引に係る通知義務を履行するための内部管理態勢

(1) 法令等遵守態勢における犯収法令遵守の位置付け

「1. 外為法令等遵守のための内部管理態勢に関する項目」により、法令等遵守態勢の枠組みの中で、犯収法令（外国為替取引に係る通知義務関係）を遵守する態勢を整備する必要がある。

(2) リスク管理態勢における犯収法令遵守の位置付け

「1. 外為法令等遵守のための内部管理態勢に関する項目」により、リスク管理態勢の枠組みの中で、犯収法令（外国為替取引に係る通知義務関係）を遵守する態勢を整備する必要がある。また、態勢の整備に当たっては、特に以下の点が重要である。

- ① 本邦から外国へ向けた送金に関する事務規定において、犯収法第10条が求めている、顧客に係る本人特定事項その他の事項を正確に通知するための事務手順を規定すること。

(注) 上記事務手順を規定していない場合であっても、実質的に顧客に係る本人特定事項その他の事項を正確に通知するための態勢を整備する必要がある。

- ② 被仕向金融機関等（中継金融機関等を含む。以下同じ。）が外国為替取引に係るリスクを適切に認識できるよう、特定事業者は顧客に係る本人特定事項その他の事項を正確に通知することが不可欠である一方、受取人に係る本人特定事項その他の事項についても、国際的な標準を踏まえ適切に通知する態勢を整備すること。

(注) (i) 受取人に係る本人特定事項その他の事項は、氏名・名称及び口座番号又は取引参照番号のほか、2-7(1)①(i)(注)ロ. 及びハ. により把握した情報を含むことに留意する。

(ii) 被仕向金融機関等は、他の金融機関等から受領した外国為替取引に係るスイフト等において、送金人又は受取人に関する情報の一部が欠落していた場合には、国際的な標準を踏まえ当該取引のリスクに応じた措置を講ずることが求められる。

(3) その他

外国為替取引に係る通知義務の履行に責任を有する担当取締役又は管理者（以下「外国為替取引通知責任者」という。）を定め、外国為替取引通知責任者がコンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門、営業店等の関係部店間を調整し、外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法令の規定を確実に遵守する態勢を整備する必要がある。

(注) 外国為替取引に係る通知義務に関する責任者が定められていない場合にあっても、以下の点に留意し、犯収法令（外国為替取引に係る通知義務関係）を確実に遵守するための対応が求められる。

- ① 職制上、いずれかの担当取締役又は管理者が外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法令の遵守に責任を有することを明らかにすること。
- ② 当該担当取締役又は管理者が、現実に関係部店間を調整し、外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法令を遵守する態勢を整備するための措置をとること。

6-2 外国為替取引に係る通知義務の履行

(1) 外国為替取引に係る本人特定事項等の通知

外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法令の規定に基づき、以下に掲げる点に留意して、外国為替取引に係る通知を行わなければならない。

- ① 顧客から外国為替取引の依頼を受ける特定事業者の営業部門は、通知事項を外国送金依頼書に記載を受ける等の方法により適切に把握すること。また、外国為替取引に係る送金事務を行う事務部門は、前記6-1(2)に掲げる事務手順を踏まえて営業部門が把握した顧客の本人特定事項等を正確に通知すること。

(注) 顧客が自己の氏名又は名称と異なる名義を取引に用いる場合においても、顧客の氏名又は名称を通知する必要がある。

また、取引時確認済みの顧客との間の外国為替取引において、通知の対象となる顧客の本人特定事項に変更があることを知った場合には、以後の外国為替取引に際しては、当該変更後の本人特定事項を通知する必要がある。

- ② 特定事業者が、本人特定事項等の通知に係る事務を他の金融機関等に委託して外国為替取引を行う場合（スイフト等発信事務委託契約）においては、顧客との間で外国為替取引を行う特定事業者が通知義務を負っているとの認識の下、受託者との間において、通知義務を確実に履行するための取決め等を締結し、当該取決め等に基づき、受託者による通知の実施状況を適切に確認する必要がある。

（注）受託者における通知義務の履行状況を確認する方法の例示は以下のとおりである。

- ① 受託者より本人特定事項等の通知に係るスイフト等の発信情報の送付を受ける方法。
- ② 受託者による通知の実施状況を定期的にモニタリングする方法。

<備考>

「スイフト等発信事務委託契約」とは、特定事業者が顧客より依頼を受けた外国為替取引の対外発信事務のみを他の金融機関等（受託者）に委託するものであって、受託者が当該為替取引の当事者とはならない場合をいう。

- ③ 他の金融機関等が取次ぐ顧客からの送金依頼を特定事業者が受ける場合において、当該特定事業者が通知義務を負っているとの認識の下、通知義務の履行のために必要な情報を確実に取得するための取決め等を締結し、当該取決め等に基づき、当該他の金融機関等による本人特定事項の把握状況を定期的にモニタリングする必要がある。

<備考>

「取次ぐ」とは、顧客から特定事業者への送金依頼を他の者が受け付けるために、当該他の者の窓口等に特定事業者の送金依頼書が備え付けてある場合など、顧客から送金依頼を受け付ける当該他の者が当該送金依頼に係る為替取引の当事者とならない場合をいう。

(2) 中継銀行にスイフト電文の作成・発信を依頼する際の通知事項の明確化

顧客からの送金を受付けた特定事業者（仕向銀行）がスイフト電文の作成かつ発信を他の特定事業者（中継銀行）に依頼する場合、当該依頼を受けた中継銀行が誤った事項を通知しないよう、仕向銀行は中継銀行に対して正確な通知事項を示さな

ればならない。また、中継銀行にはスワフト電文の作成に際して、仕向銀行との間で正確な電文を作成するための連携が求められる。

(3) 通知事項の記録保存

特定事業者は、通知事項に係る記録を犯収法令の定めるところに従って適切に保存しなければならない。

(注) 上記(1)②のスワフト等発信事務委託契約に通知事項の記録・保存が含まれる場合には、当該取決め等には通知事項の保存に関する事項が含まれている必要があるほか、特定事業者は受託者における通知事項の保存状況を定期的にモニタリングする必要がある。

(4) 外国為替取引に係る通知義務の履行状況の把握等

① 外国為替取引通知責任者は、外国為替取引に係る通知義務の履行状況を正確に把握することが求められる。

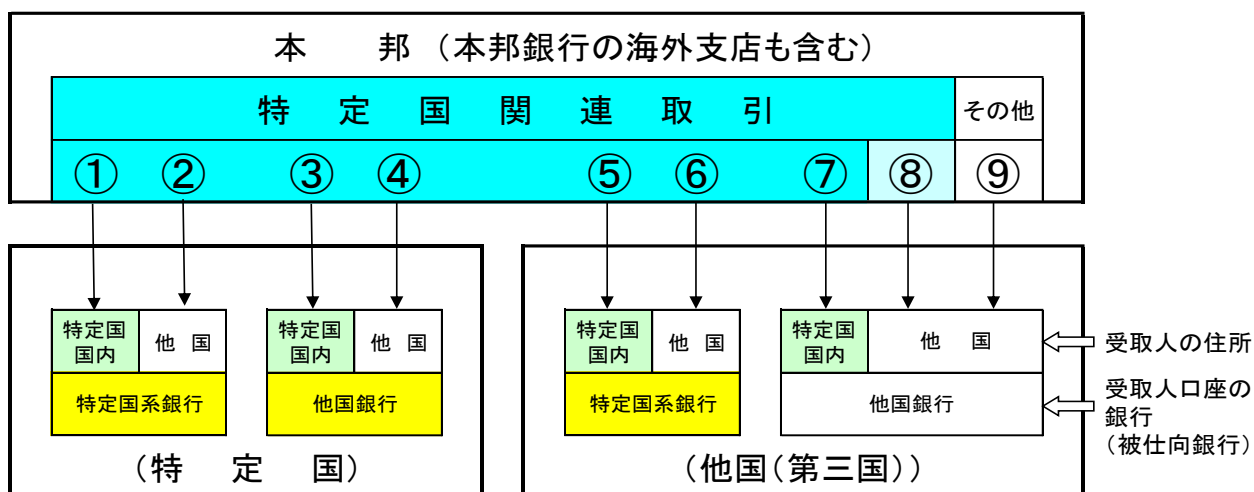
② 外国為替取引通知責任者は、外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法令を遵守するための事務手続や組織体制の有効性を適時適切に検証し、必要に応じて見直しを行う必要がある。

③ 外国為替取引通知責任者は、外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法令の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等に対して報告し、取締役会等は、当該報告に基づき、外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法令を遵守するための態勢整備等につき適切な意思決定を行う必要がある。

第3章 参考資料

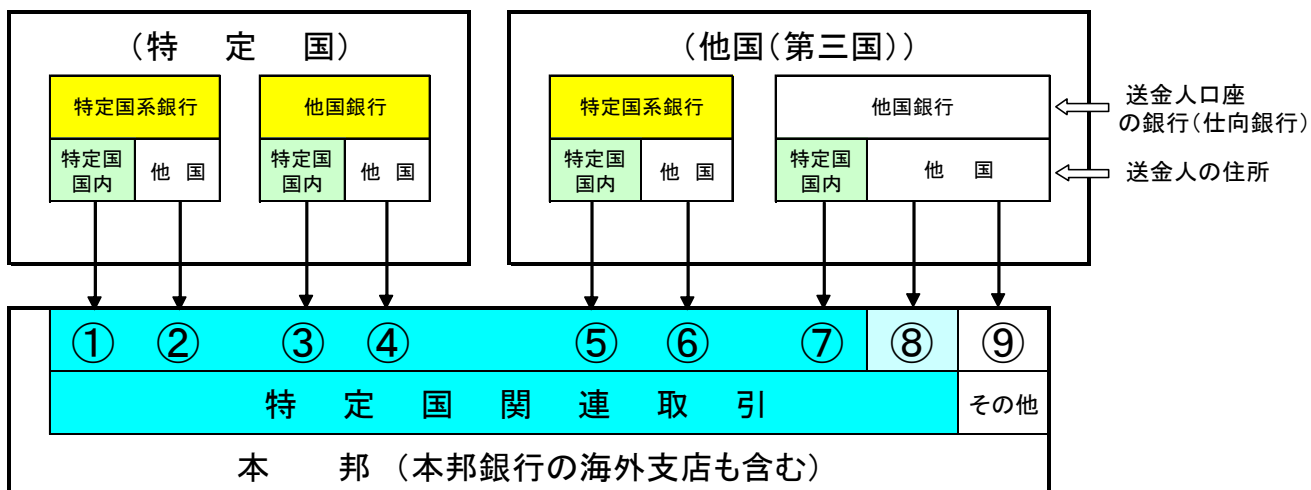
1. 特定国関連取引（仕向送金・被仕向送金）の概念図

(1) 仕向送金



- (注) 1. 「明らかに特定国に関連する取引」とは①～⑦に該当する仕向送金である。
 2. 「特定国に関連すると疑われる取引」とは⑧に該当する取引のうち、特定国に関連する取引目的(商品名)や都市名等が取引関係書類に含まれる場合等、第三国を迂回して取引が行われるおそれがあると認識した仕向送金である。

(2) 被仕向送金



- (注) 1. 「明らかに特定国に関連する取引」とは①～⑦に該当する被仕向送金である。
 2. 「特定国に関連すると疑われる取引」とは⑧に該当する取引のうち、特定国に関連する取引目的(商品名)や都市名等がスィフト電文等に含まれる場合等、第三国を迂回した取引のおそれがあると認識した被仕向送金である。

2. 犯罪収益移転防止法に関する留意事項について

本留意事項は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「法」という。）第2条第2項第38号に掲げる両替業務を行う者（以下「両替業者」という。）が法第4条に規定する取引時確認等、法第8条に規定する疑わしい取引の届出等の義務を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものである。

なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

(1) 取引を行う目的の種類

以下は、両替業者が法第4条第1項又は第2項の規定により、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」（以下「施行令」という。）第7条第1項第1号ノに掲げる取引に際して「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである（複数選択可）。

なお、これらの類型は例示であるため、各両替業者において、これらの類型を参考としつつ、取引の内容や個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

両替業務

自然人	法人/人格のない社団又は財団
<input type="checkbox"/> 旅行・出張関係資金	<input type="checkbox"/> 旅行・出張関係資金
<input type="checkbox"/> 留学費用	<input type="checkbox"/> 決済資金
<input type="checkbox"/> 外貨建て資産運用	<input type="checkbox"/> 給与支払費用
<input type="checkbox"/> 決済資金	<input type="checkbox"/> 外貨建て資産運用
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(2) 職業及び事業の内容の種類

以下は、両替業者が法第4条第1項又は第2項の規定により「職業」又は「事業の内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである（複数選択可）。

なお、これらの類型は例示であるため、各両替業者において、これらの類型を参考としつつ、個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

職業・事業内容

職業 (自然人)	事業の内容 (法人/人格のない社団又は財団)
<input type="checkbox"/> 会社役員／団体役員	<input type="checkbox"/> 農業／林業／漁業
<input type="checkbox"/> 会社員／団体職員	<input type="checkbox"/> 製造業
<input type="checkbox"/> 公務員	<input type="checkbox"/> 建設業
<input type="checkbox"/> 個人事業主／自営業	<input type="checkbox"/> 情報通信業
<input type="checkbox"/> パート／アルバイト／派遣社員／ 契約社員	<input type="checkbox"/> 運輸業
<input type="checkbox"/> 主婦	<input type="checkbox"/> 卸売／小売業
<input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 金融業／保険業
<input type="checkbox"/> 退職された方／無職の方	<input type="checkbox"/> 不動産業
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> サービス業
	<input type="checkbox"/> その他 ()

(3) 取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置

以下は、マネー・ローンダリング等への対策に関する国際的な要請を踏まえ、我が国の両替業者によるマネー・ローンダリング等への対策をより確実なものとするべく、法第11条に規定する「取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置」として、各両替業者に対応が求められる事項を例示したものである。

なお、これらの措置は例示であるため、各両替業者において、これらの措置を参考としつつ、個別の業務・取引実態、マネー・ローンダリング等に利用されるリスクの程度等に応じ、自らが特定及び評価したリスクを低減させるため、より適切な措置を講ずるよう努めなければならないことに留意する。

① 取引時確認の完了前に顧客等と行う取引に関する措置

取引時確認の完了前に顧客等と行う取引については、取引時確認が完了するまでの間に当該取引がマネー・ローンダリング等に利用されるリスクがあることを踏まえ、例えば、取引の全部又は一部に対し通常の取引以上の制限を課したり、顧客等に関する情報を記録したりするなどして、十分に注意を払うこと。

② 二百万円以下の両替取引に関する措置

二百万円以下の両替取引についても、二百万円を若干下回ったり、取引を分割して二百万円以下に金額を引き下げているなどの取引は、当該取引がマネー・ローンダリング等に利用されるリスクがあることを踏まえ、十分に注意を払いつつ、

当該取引が施行令第7条第3項に規定する「分割取引等」に該当すると判断した場合には、適切に対応すること。なお、例えば、複数の店舗等において両替取引を行っている場合には、関係する役職員と各店舗等で把握した顧客情報及び当該顧客との取引内容を共有するなど、分割取引等を的確に検知するための措置を講ずることが求められる。

③ 非対面取引に関する措置

非対面取引については、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行うなど、当該取引がマネー・ローンダリング等に利用されるリスクがあることを踏まえ、例えば、取引金額にかかわらず取引時確認を実施する、通常の本人確認に加えその他の本人確認書類や本人確認書類以外の書類等を確認する、顧客等しか知り得ないID及びパスワードを交付する、取引金額及び取引回数に上限を設定する、取引頻度や顧客等のIPアドレス等を継続的にモニタリングするなどして、十分に注意を払うこと。

④ 対面取引に関する措置

対面取引についても、例えば取引時確認に写真が貼付されていない本人確認書類を用いて行うなどの取引は、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、十分に注意を払うこと。

⑤ 顧客等の継続的なモニタリング

上記のほか、既に確認した取引時確認事項について、顧客等がこれを偽っている（例えば、マネー・ローンダリング等目的の取引であるにもかかわらず、本来の目的を秘して別の取引目的を申告することは、取引目的の偽りに該当し得る。）など、ハイリスク取引の疑いがあるかどうかを的確に判断するため、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を継続的にモニタリングすること。また、特定事業者作成書面等により特定及び評価した自らのリスクを前提として、最新の内容に保たれた取引時確認事項を活用し、リスクが高いと判断した顧客については、厳格な顧客管理を実施することが求められる。